

## 会議録・令和元年6月11日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和元年5月30日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 6月11日 午前9時00分 議長宣告
1. 応召議員 14名
- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 高橋浩司 | 2番  | 伊豆千夜子 |
| 3番  | 山内理  | 5番  | 阪井勇男  |
| 6番  | 奥山幸洋 | 7番  | 田邊ひとみ |
| 8番  | 松本忍  | 9番  | 綿民和子  |
| 10番 | 樋口文隆 | 11番 | 下井清史  |
| 12番 | 乾健郎  | 13番 | 江京子   |
| 14番 | 中井啓悟 | 15番 | 北岡泰   |

### 1. 欠席議員

なし

### 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中 一夫

議会書記 松本 章 中瀬弘雅 家城和司

### 1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	世古口 哲哉	副 町 長	下村 由美子
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	浅尾 恵次
防災企画課長	奥田 昌宏	税 務 課 長	山口 隆弘
人権生活環境課長	松井 友吾	福祉ほけん課長	吉川 伸幸
会計管理者(兼)会計課長	世古口和也	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
上下水道課長	堀 真	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	西村 正樹
農業委員会事務局長	大西 孝明		

## 1. 会議録署名議員

13番 江 京 子                      14番 中 井 啓 悟

## 1. 提出議案

- 報告第1号 平成30年度中学校建設事業継続費繰越計算書
- 報告第2号 平成30年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金繰越明許費計算書
- 報告第3号 平成30年度農業水路等長寿命化・防災減災事業繰越明許費計算書
- 報告第4号 平成30年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 報告第5号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 報告第6号 平成30年度大淀小学校空調設置事業繰越明許費計算書
- 報告第7号 平成30年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 報告第8号 平成30年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道工事請負費）繰越明許費計算書
- 議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 平成30年度 教総－6 明和中学校校舎建設工事 請負契約の変更
- 議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区 請負契約の変更
- 議案第33号 令和元年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加議案

議案第36号 令和元年度 管工－1 宮川流域関連公共下水道事業管路  
施設工事 25工区 請負契約

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

---

(午前 9時 00分)

**◎開会の宣告**

**○議長（北岡 泰）** おはようございます。皆さんお揃いですので、議会を開催したいと思えます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回明和町議会定例会を開会いたします。なお、人権生活環境課長から所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

---

**◎会議録署名議員の指名について**

**○議長（北岡 泰）** 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

13番 江 京 子 議員

14番 中 井 啓 悟 議員

の両名を指名いたします。

---

**◎会期の決定について**

**○議長（北岡 泰）** 日程第2 「会期の決定について」を議題といたしま

す。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（北岡 泰）** ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月14日までの4日間と決定をいたしました。

---

### ◎諸般の報告

**○議長（北岡 泰）** 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出していただいております、2月、3月、4月の例月出納検査結果報告書の写しと一般事務組合議会の報告書の写し、合同審査会調査報告書をお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

**○議長（北岡 泰）** 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

**○町長（世古口 哲哉）** おはようございます。

令和元年第2回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、4月1日に閣議決定し、同日に交付され5月1日から施行されました新しい元号「令和」。これは、万葉集にある「初春の令月にして 気淑く風和らぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫らす」との文言から引用したもので、「令和」には人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められており、悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。

こうした日本の国柄を、しっかりと次の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい。との願いを込め決定されたそうです。

町長就任から6カ月が経過いたしました。新しい元号のもと、気持ちを新たにし、町民の皆様が希望を持てるまちづくりを目指し、改めて町政運営に不退転の決意で臨むことを申し上げる次第です。

なお、先の第1回定例会でお認めいただいた各会計予算でございますが、議員の皆様から頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しています。

そして、国・県の動向に鑑み、繰越明許事業、継続事業も含め早期執行に向け、各課におきまして鋭意事業推進を図っているところでございます。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、ご報告させていただきます。

4月1日、新規採用職員5人の入庁式を執り行いました。それぞれの抱負を胸に住民福祉の増進などに取り組んでいただきたいとの思いがあるとともに、町職員としてのこれからの活躍を願っているところです。

4月7日、三重県知事・三重県議会議員選挙が執行され、三重県知事と多気郡選挙区選出の県議会議員はいずれも再選を果たされました。知事県議の皆様方の今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

4月8日から10日にかけて、町内の各小学校と中学校、幼稚園、こども

園で入学・入園式が行われました。8日の各小学校の入学式では209人が入学、また、9日の明和中学校の入学式では195人が入学しました。そして、10日に行われた齋宮幼稚園とみょうじょうこども園の入園式では、合わせて103人が入園しました。

また、4月5日には、みどり保育所、ささふえ保育所に、子どもたちが入園しました。

次代を担う子どもたちには、大きな夢と希望を持って、明るく健やかに、成長してほしいと願っています。

4月13日、中央公民館で、平成31年度公民館講座の開講式が行われました。今年を受講者は、33講座に640人、同好会45講座に750人の合計78講座1,390人で、開講式には約170人の皆様が出席されました。また、開講行事には県立松阪商業高校ギター部の総勢38人の皆様による演奏も披露され、明るく素敵な演奏で大いに盛り上げていただきました。これからも公民館講座を、楽しい学習の場、生きがいつくりの場、仲間づくりの場として、ご活用いただきたいと思います。

4月14日、明和町消防団新入団員31人の辞令交付式と礼式、機械器具の取り扱いなど、初めての訓練が明和消防署で行われました。これから、住民の生命と財産を守る使命を担う消防団員として、ご活躍いただくことを期待しています。

5月1日、「令和」の改元初日に際して特別開庁を実施いたしました。当日は婚姻届8件、出生届2件、転入届2件が提出され、ささやかな記念品を贈呈させていただきました。

5月6日、五月晴れのなか、9回目となる「大淀海岸クリーンアップ大作戦」が、地元環境団体の大淀ビーチクリーンが主催となって執り行われ、大淀海岸周辺の清掃活動にたくさんの方が参加していただきました。改めて、関係者の皆様にお礼申し上げますとともに、深刻となっているマイクロプラスチック問題等含め参加した子どもたちに自然の大切さ、環境保護について学ぶよい機会していただいたと思っています。

5月12日、南海トラフ地震の大津波に備えて、海岸地域の逃げ遅れ対策として整備に取り組んでいる「津波避難タワー」6基のうち5基目となる「山大淀」のタワーが完成し、見学会が行われました。当日は、好天に恵まれ、たくさんの地域住民の皆様が見学をしていただきました。

5月18日、修正小学校、25日大淀・下御糸・斎宮の各小学校で「春の運動会」が行われました。18日は時折小雨の降るなか、25日は暑さ厳しいなかで、各小学校の子どもたちが大きな声援のもと、元気に楽しく競技に取り組まれていました。

5月22日、「斎王まつり」をPRするため、議会からも議長、副議長に同行いただき、第35代斎王役の橋本茉奈さん、女別当役の北岡奈々さん、斎王まつり実行委員会の皆様と、鈴木三重県知事を表敬訪問しました。知事からは、斎宮跡指定40周年と斎宮歴史博物館開館30周年など、節目の年に開かれる本年の斎王まつりは、またとないチャンス、皆さんと一緒に斎宮や目をアピールできるよう盛り上げていきたい。との激励の言葉をいただきました。

6月1日と2日の2日間にわたり「第37回斎王まつり」が、好天の下、盛大に開催されました。今年は1日の午後に禊の儀が行われるとともに、前夜祭では、令和改元を記念して、「大来皇女物語」が上演されました。

また、斎王役をはじめ群行出演者のお披露目が幻想的に行われ、会場に詰めかけた観客を魅了しました。2日の斎王群行は、ご多忙のなか鈴木三重県知事が今回で2回目となる伊勢国使役で出演されるとともに、私も斎宮寮長官役で出演させていただきました。

しかしながら斎王群行は、さいくう平安の杜を出発し、上園芝生広場、古代伊勢道を経由して博物館に到着する、史跡公園内を通るコースで行われる予定でしたが、あいにくの降雨により途中で中止となりました。群行は完結とはなりませんでしたが、ご尽力いただいた実行委員会の皆様及び関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

6月3日、中学生に学習の場を提供していく夜間の自習塾「明和学びの



里」入塾式が明和の里で行われました。今年で2年目となるこの塾は、地域の方々や大学生などの協力による、自習補助や個別指導を行うことにより、生徒に家庭での学習習慣を身につけさせることなどを目的に開設されたもので、本年度は57名の中学生が入塾しました。地域の方々が生徒の応援団として、生徒の成長を見守っていただくとともに、健全育成にご尽力いただくものであり関係者の皆様に深い敬意を表するところです。

6月6日、瀬古食品有限会社代表取締役社長、瀬古清文様から1,000万円のご寄附をいただきました。ご好意に心より感謝申し上げ、教育の振興に活用させていただきます。

なお、これまで行ってきました全町自治会長会議は、本年度から地区別自治会長懇談会として、5月25日の明星地区をかわきりに5地区で開催させていただくこととし、町の状況や自治会でお世話になる各種事業の説明などを行うこととなりました。議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会の上程議案につきましては、繰越明許費計算書の報告が8件、条例の一部改正が2件、工事の請負契約の変更が2件、そして、令和元年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしています。

今後も、町民の皆様が安全安心に、日々充実した暮らしができる町政を推進するため、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、最大限の努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

**○議長（北岡 泰）** 続きます、防災企画課長。

**○防災企画課長（奥田 昌宏）** 失礼いたします。私から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る令和元年5月20日、明和町において令和元年度第1回理事会が開催され、平成30年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの平成30年度損益計算書をご覧ください。

## 1. 事業収益

(1) 公有地取得事業収益は2,200万8,284円で、明和町社会資本整備交付金事業、上御糸南8号線と史跡斎宮跡土地買上事業に係るものでございます。

(2) 土地造成事業収益は0円。

(3) 付帯等事業収益は、1,722万7,325円で、多気クリスタル工業ゾーンでの収益となり、3,923万5,609円が事業収益となります。

## 2. 事業原価

(1) 公有地取得事業原価は2,200万8,284円、(2) 土地造成事業原価は0円、事業収益から事業原価を差し引きし、事業総利益は、1,722万7,325円となります。

## 3. 販売費及び一般管理費

(1) 公租公課費は50万1,200円で、その内訳は県民税均等割2万2,000円、町民税均等割5万円、固定資産税42万9,200円となります。

(2) 役務費1,944円は、残高証明書の発行手数料と口座振替手数料で、販売費及び一般管理費の計は、50万3,144円、これを事業総利益から差引し、事業利益は1,672万4,181円となります。

## 4. 事業外収益

(1) 受取利息は、基本財産等に係る利息で6,714円。

(2) 雑収益は0万円で、事業外収益は6,714円となります。

## 5. 事業外費用

(1) 支払利息は0円ですので、これらの事業外収支を事業利益に加減し、経常利益は1,673万895円となります。

6. 特別利益は0円。

7. 特別損失も0円。

よって、当期純利益及び当期利益は1,673万895円となります。

以上が、平成30年度損益計算書の内容でございます。

次に、3ページ、平成30年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部

## 1. 流動資産

(1) 現金及び預金は2億2,962万22円で、8ページの決算付属明細書の1. 現金及び預金明細書に記載のとおりでございます。

(2) 事業未収金は0円。8ページの4番事業未収金明細表の期末残高となります。

(3) 公有用地は2億5,534万5,101円で、8ページの2. 公有用地明細表の合計欄のとおりとなります。

(4) 完成土地等は16億3,653万5,131円で、8ページの3. 完成土地明細表のとおりとなり、よって流動資産合計は21億2,250万254円となります。

## 2. 固定資産

(1) 有形固定資産及び(2) 無形固定資産はともに該当資産がないため0円。

(3) 投資その他の資産、(ア) 出資金は400万円で、明和町・多気町がそれぞれ200万円を出資しています。固定資産合計は400万円、資産合計は21億2,250万254円となります。

## 負債の部

### 1. 流動負債

(1) 未払金及び(2) 短期預り金は、ともに0円。流動負債合計は0円となります。

2. 固定負債、(1) 長期借入金は20億8,850万円で、こちらの明細は8ページ、6. 長期借入金明細表及び12ページの明細表のとおりでございます。よって負債合計は、20億8,850万円となります。

## 次に、資本の部

### 1. 資本金

(1) 基本財産は400万円で出資金と同額が基本財産となります。

### 2. 準備金

(1) 前期繰越準備金は1,626万9,359円。

(2) 当期純利益は1,673万895円であり、準備金合計は3,300万254円、資本

合計は3,700万254円となります。負債資本合計は21億2,550万254円となり、この額は資産合計と一致いたします。

以上が、平成30年度貸借対照表の内容でございます。

4ページは、キャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成30年度多気東部土地開発公社の決算報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

#### 1番 高橋 浩司 議員

○議長（北岡 泰） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「災害に強いまちづくりについて」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

#### （1番 高橋 浩司議員 登壇）

○1番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さんおはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

町長からの行政報告でもありましたので、重複する部分はお許してください。

今月1日、2日の斎王まつりでは、町内外から3万1,000人の方々が訪れ盛大に開催されました。斎王群行は雨のため途中で中止となったことは残念

でしたが、今年には町長が申されたとおり改元、国史跡40周年、齋宮歴史博物館30周年の節目であり、町からの要請もあったことで、実行委員会で検討され、前夜祭では大来皇女物語の上演がされ、優美な齋王絵巻が再現され、祭りの当日では齋王市などイベント催しなどにより、たくさんの笑顔で賑わっております。

これも一重に実行委員会をはじめとする関係者や応援にいただいた役場の職員の皆様方のご尽力によるものと思います。今後も改元や天皇陛下の即位式に併せた行事も検討されているとのことですので、是非、明和町のPRになるよう、これからの展開に期待いたします。

それでは、私からの質問であります災害に強いまちづくりについて、質問をさせていただきます。

5月1日から新しい元号、令和が始まり、新しい時代への希望を持つ、その一方でマスコミの特集などで、平成の30年を振り返る機会が多かったように感じます。その中でやはり深く記憶に刻まれているものは、大規模な自然災害が多発したことではないでしょうか。

平成5年の北海道南西沖地震、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、それ以外にも新潟、長野でも大きな地震が発生しております。また、これまでにない規模の大雨、ゲリラ豪雨などにより災害も各地で発生し、この多気郡では旧宮川村で平成16年に、台風21号による土砂災害が発生し、死者9名、行方不明1名という、とても痛ましく、そして甚大な被害が生じました。

そして、明和町においては、平成29年10月の台風により町内で床上・床下浸水、土砂崩れ、そしてため池や道路、排水路の損傷など、多数の被害が発生し、いまだに完全復旧には至っていない状況です。

これら多数の災害を教訓として、国では災害対策基本法をより実態に合うよう定期的な法改正を行っており、明和町においても地域防災計画の見直しを、毎年度行っておられます。

最近では5月10日以降、南海トラフ地震の震源域とされる宮崎県の日向灘

沖を震源とする群発地震が発生しております。気象庁ではただちに南海トラフ地震につながるものではないとの見解を示しておりますが、いずれにせよ今後20年から30年の発生確率は、70から80%と非常に高く、いつかは来るではなく、明日来るかもしれないという意識を持って取り組む必要が急務であると考えます。

これらを踏まえ災害に対する十分な備えと、発災後の迅速な対応と復旧が求められますが、地域防災計画に基づくハード面及びソフト面の対策について、それぞれの進捗状況と今後の見通し、そして課題についてお尋ねいたします。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の質問が終わりました。

これに対して答弁を願います。

町長。

**○町長（世古口 哲哉）** 高橋議員のほうから地域防災計画に基づくハード面、ソフト面の防災対策の進捗状況と今後の見通し、課題についてご質問をいただきました。ご質問にもありましたとおり、平成の時代には北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災、台風や大雨による災害が各地で発生しました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の反省から、平成25年に災害対策基本法が改正されました。また、災害が発生する度に新たな課題が見つかり、それに対応するため、国の防災基本計画が見直され、それに合わせ都道府県の地域防災計画も見直されています。

明和町におきましても、平成26年度から国・県の防災計画と整合性を図るとともに、新たな対策を講じる毎年度、明和町地域防災計画の修正を行っています。平成25年には災害対策基本法が改正されたほか、東南海、南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法が、南海トラフ地震にかかる地震防災対策推進に関する特別措置法、略称、南海トラフ地震特措法に改正されました。

改正された特措法の規定に基づき、平成26年3月に南海トラフ地震防災対

策推進地域、さらには南海トラフ地震津波対策特別強化地域が指定されました。明和町もその指定を受けたところです。それにより、平成27年から平成31年度、令和元年度までの5年間で、津波からの逃げおくれ対策として、町内に6基の津波避難タワーの整備を計画し、昨年までに5基のタワーが完成し、本年度6基目のタワーを整備するにあたり、5月の臨時議会におきまして、津波避難タワー建設工事にかかる請負契約について、議会でお認めをいただいたところです。

ソフト面の取り組みにおきましては、家具の固定、ブロック塀の除去等に対する補助、国または県の補助金等を活用して、木造住宅の耐震化に対する補助制度を設けています。また、平成24年度から大淀地区と下御糸地区で、南海トラフ地震が発生した場合に、津波浸水の予想される地域における津波避難のあり方をはじめとした、地域の防災・減災について検討し、避難体制、避難環境の整備を推進することを目的とした、地域防災懇談会を設置し、自治会長、民生委員、消防関係者、小学校、保育所、幼稚園、PTA、保護者会等の代表の方々にお集まりいただき、防災・減災についての話し合いの場を設けています。

現在では町内5地区すべての地区で実施しており、今後も継続して実施していくよう考えています。

今後の課題としましては、これまでも行ってきましたが、自助・共助にかかるところの啓発が必要であると考えているところです。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問はございませんか。

高橋議員。

**○1番（高橋 浩司）** わかりました。ソフト面の取り組みといたしまして、町内5地区全ての地域で、懇談会を設置し、話し合いの場を設けてみえるとのことですが、住民の意識の向上も含め、防災・減災対策がとられていない、いわゆる災害対応空白地域を出さないように、各地域に本当にきめ細かく対応を今後ともお願いしたいと思います。

では、ハード面についてですが、津波避難タワーの整備がハード面としては、柱の1つとしてあったと思います。5月に最終の発注も終えたということで、今後の大きな課題として、インフラの老朽化対策も待ったなしの状況と考えます。

国では、平成25年度に国土強靱化基本法を施行し、また、全国の地方自治体に対し、その町ごとの地域計画の早期策定を求めています。しかしながら、今年5月現在、策定済みの市町村は全国で111となっており、全体の約6%に止まっております。政府は国の強靱化基本計画とは別に、住民に最も近い行政がその町で想定される、最悪の被災事態を前提とし、医療や交通などの各分野の脆さ、弱さを洗い出し、人命の保護をはじめ住民の生活と産業活動の維持を目的に、これまでの事後対応から未然に防ぐ基盤強化を目的とし、この計画の策定を求めてきております。

国では重要インフラの強靱化のために、昨年の平成30年12月、約7兆円規模の緊急対策を閣議決定し、実質、繰越予算により今年度より令和3年度までの事業とされております。

この対策事業を実施するには、地域計画の策定が条件であるとの報道もあります。そこでお伺いいたします。明和町の国土強靱化地域計画の策定状況はどうなっていますか。また、南海トラフで想定されるインフラ最悪の被災ケースでは、電気・通信の遮断、橋の崩壊、道路の陥没や液状化など影響を含め、上下水道管及び排水場や処理場は耐えうる構造にいらっしゃるのでしょうか。

また、これらが機能不全に陥った時の備えや体制は整っているのか。これから全般の今後の考え方について、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 国土強靱化地域計画の策定状況につきましては、議員がおっしゃったとおり、令和元年5月1日現在、47都道府県と111市町村が策定済みとなっております。

三重県においては、三重県と南伊勢町が策定しているところです。今のところ明和町の取り組みの中で、国土強靱化地域計画を策定しなければ実施で



きない事業はないという認識をしておるところでありますので、明和町としては今のところ何も取り組んでないというのが現状であります。今後、国県の情勢を見ながら、策定については検討していきたいと考えているところです。

町内のインフラ、道路、橋、上下水道敷設等の防災対策の進捗状況についてのご質問をいただきました。インフラ、電気に関しましては中部電力と、通信に関しては電話事業者となります。中部電力やNTT、NTTDocomo等は、指定公共機関で、指定公共機関は各社で防災業務計画を策定することになっているところです。大規模災害発生時には、三重県を通じ災害の状況に応じ、発電車や移動基地局車等の派遣要請を行うこととなります。

平時においては連絡先の確認や、災害発生時における事業者の対応等について、意見交換するなど連携を図っているところです。道路につきましては、道路総点検要領が国土交通省より、平成25年2月に示され、明和町では橋梁、法面及び照明の点検を、平成25年度より実施し、平成26年に完了しているところです。

法面及び照明については、大きな変状は認められませんが、今後も経過観察が必要だと思っております。橋梁につきましては、省令告示で5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定し、健全性の診断結果を全国同じ基準で区分することとなり、明和町橋梁長寿命修繕計画を策定し、診断結果に基づき修繕を行っています。緊急輸送道路等にある橋梁については、耐震化を本年度1橋梁行い、完了する予定となっております。

上水道に関しましては、令和元年、本年度に耐震管や老朽管の改修計画を作成していく計画で、当初予算に委託費を計上させていただいたところです。令和2年には、今後の整備方針と経営戦略を策定し、令和3年から工事発注をする計画を考えているところです。整備方針については、国の補助金の動向を注視し、順次工事を実施したいと考えているところです。

公共下水道に関しましては、下水道管は耐震仕様になっています。また、明和浄化センターについても、耐震化がなされております。課題として、農

業集落排水事業の2つの処理場が、津波浸水想定区域内にありますので、これらの処理場が使用できなくなった場合、どうするかが課題であると考えています。対応策について、上水道事業と同様に国の補助金等を活用し、計画を立てて対応していきたいと考えているところです。

南海トラフ地震で想定されている明和町での震度は、最大で震度7で想定されています。道路の隆起や陥没、地割れ、空洞化、液状化等に耐えうるか等のことですが、基準に基づき想定されている地震に対応できる仕様とはなっていますが、道路の隆起、陥没、地割れ、液状化に関しましては、どのような状況になるか、特に液状化に関しましては、予測ができない状況でもあります。最悪の状態となった場合、どのように対応するかが検討課題だと思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりました。防災・減災の対策としては、どうしても時間、予算が必要ですが、こういったことは避けては通れない状況にあるという大きな課題であると認識しております。また、地域計画の策定をせずとも、事業はできるかの答弁をいただきましたが、先日出されました国の国土強靱化の年次計画素案の中で、地域計画が条件となることを示唆する文言がありました。明確には書いてないんですけども、そのような示唆するような言葉がありました。

今後そういったことも、よく気をつけていただきまして、情報収集に努めてもらい、より良い条件の事業にのせていただければと思います。また、三重県ではこの6月補正で、国の事業、この7兆円の国の事業を活用し、災害対策での公共工事に190億7,000万円を計上しました。

町といたしましても、インフラ緊急対策など補助事業をうまく活用し、町財政の負担をなるべく軽減できるよう各種事業の内容を見極めていただきまして、今後もインフラ施設の現状の把握、適切な維持管理、また被災時の対

応、体制では万全の備えに努めていただきたいと思います。

それでは、次の自助・共助・公助の連携についての質問に移ります。防災・減災対策では、自助・共助・公助が基本であり、重要であることは多くの方が認識していることと思います。

明和町地域防災計画では、災害の防止と軽減は、まず1つの自分の身は自分で守る自助の自覚、また2つ目は、地域の住民相互で助け合う共助の意識の共有。そして3つ目、公助、行政や消防、警察、自衛隊による救助活動や支援物資などの公的支援のことであり、これら自助・共助・公助が三つ、三位一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるとされています。

まず町の自助に対する取り組みとしては、防災教育、そしてハザードマップの作成、住民への周知、ワークショップ、防災訓練を通じ、台風や地震、津波からの避難、地域住民への啓発、防災意識の高揚が図られておるか存じます。

また、南海トラフ地震など大規模地震、同時広域的に被害が発生するため、道路交通や先ほどもありましたが、電気、電話、通信などの混乱などが発生し、町行政など防災機関の機能停止が予想されております。自分たちの町は自分たちで守る共助という意識の下、住民の方々が火災発生時の初期消火、災害者の救出や救護、避難の助け合いを行い、被害の軽減を図ることが必要であり、自主防災組織の立ち上げ、強化、育成が町にとって推進されております。

そして、公助の実例といたしましては、東日本大震災での自衛隊による人命救助や道路上の瓦礫や倒木の除去、避難所での炊き出しなど、ご存知の方も多いいと思います。

大規模な災害が発生した場合、火災や建物の倒壊、道路や上下水道の寸断など大きな被害が発生し、公的機関がその全てを対応するという事は物理的に無理と考えております。阪神・淡路大震災の教訓として、自助が7割、共助が2割、公助1割という言葉があります。

繰り返しとなりますが、この3つが一体化することで、防災・減災につながるかと考えております。そこでお伺いたします。全国的には少子高齢化、また地域コミュニティの衰退が進む中、明和町として地域防災計画にある自助・共助の取り組みについての進捗状況、そして今後の進め方、三助の一体化のあり方についてお尋ねいたします。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の質問が終わりました。

高橋議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

**○防災企画課長（奥田 昌宏）** 失礼いたします。

先ほど高橋議員から自助・共助の取り組みの現状と今後の進め方、また、自助・共助・公助の連携についてのご質問をいただきました。ご質問の中にもありましたように、防災・減災対策で最も大切なところが自助であります。お一人おひとりが自分の身の安全は自分で守るという考えに立っていただき、それぞれで日頃から災害に備えていただくことが大切だと考えております。

地域におきましても、自分たちの町は自分たちで守るという思いに立っていただき、日頃からコミュニケーションを図り、災害時にお互い協力し合える環境を整えていただきたいと考えているところでございます。

その1つの方法としまして、町から各自治会で安否確認等を行うための世帯台帳をおつくりいただくよう提案をさせていただいております。各世帯で台帳を作り、自治会で管理していただくことによりコミュニケーションが図られ、住民と自治会との連携につながるものと考えております。

また、自治会には自主防災組織を立ち上げていただき、共助の取り組みを進めていただくため、自主防災活動強化助成金制度を設け、自主防災活動を進める上で必要な資機材の購入に対して助成を行っているところでございます。

自治会や自主防災組織に対しましては、防災訓練に地域での訓練の中で、安否確認訓練と消防団に安否の情報を伝達する訓練を実施していただき、連携を図っていきたいということで取り組んでいるところでございます。

また、先にもお話ししましたように、地域防災懇談会にもご参加をいただい

ているところをごさいます、さらには明和町と社会福祉協議会と共催で実施する自主防災組織リーダー研修に参加をしていただいたり、三重県が実施する自主防災組織リーダー研修会のご案内をするなど、自主防災組織の強化、推進に努めているところでもございます。

これらの取り組みにつきましては、今後も継続して実施していくよう考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

**○1番（高橋 浩司）** わかりました。共助の部分で各地域で自主防災組織の立ち上げに取り組んでおられるとのことですが、事例として平成28年度の熊本地震において、熊本県西原村では家屋の多くが全損壊しましたが、地元消防団と地域住民が連携し、家屋の下敷きとなった9名の村民を、全員救出して一人の犠牲者を出すこともなく救助にあたりました。

このように発災直後の自助・共助がしっかりと機能することにより、地域での減災につながると考えます。そこでお伺いいたします。現在の自主防災組織の組織率と今後の見通し、新たな組織に向けた地域への働きかけについて、町としてどう進めるのか、どうお考えなのか、お尋ねいたします。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

**○防災企画課長（奥田 昌宏）** ただいま町内の自主防災組織の組織率についてのご質問をいただきました。4月1日現在ではございますが、自治会数94自治会中、52の自治会と1団体、こちらは自治会という形にはなっておりませんが、グループで防災組織を立ち上げていただいている団体でございますので、計53で自主防災組織を立ち上げていただいております、率にしますと約55.8%になろうかと思えます。

本年に入りまして、1自治会から自主防災組織設立についてのご相談をいただいておりますので、私と職員で自治会のほうへお邪魔をいたしまして、ご説明をさせていただいております。

また、地域防災懇談会には自治会長や、自主防災組織の方にもご参加をいただいております、自主防災組織の必要性をその場でご認識をいただいているのかなというふうにも思っております、新たに設立を考えていただいた自治会もあるのではないかとというふうに受け止めているところでございます。

こういった機会を通じまして、自主防災組織の設立を検討していただくよう、引き続き働きかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

**○1番（高橋 浩司）** わかりました。この取り組みは地域の方々の気運が高まる必要があると考えます。94自治会中52、1団体、率で言うと54.8%ということですので、今後もしっかりと推進していただきたいと思います。

また、こういった活動に対して、三重県も市町の共助に対する支援として、地域減災対策推進事業を設けており、これらを積極的に活用し、今後も粘り強く丁寧に、県と連携しながら地域への働きかけをお願いしたいと思います。

次に公助として、被災後の町内事業者の事業再建の支援について、お伺いいたします。町内には当然数多くの事業者、農業者、漁業者、そういった方々がみえます。災害が起こった場合、重要な課題として事業の再建があります。建物や機械、車両・船舶など被災し、使用不能となったことが再建を諦め廃業する事業者が、これまで被災した地域で数多く報告されており、それらに備え再建を迅速に支援する制度を設け、早期の事業再建につなげられるように制度化されております。

そこでお尋ねいたします。

被災後の再建を後押しする現行の制度と、その周知、新たな制度の創設、相談窓口の設置など、町としてのお考えはいかがでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** 被災しました事業者の支援についてのご質問をいただきました。明和町地域防災計画では、町内の中小企業等復旧対策として、町内の中小企業事業者が災害により経営の状況が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合には、県と連携し被災した中小企業事業者等に対しまして、経営安定資金の利用等について、周知することとしているところです。

窓口の設置につきましても、被災した中小企業向けの金融相談窓口を設けることとしているところです。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

**○1番（高橋 浩司）** 再建の支援策としては若干心細い感じがするのですが、それとちょっと後にしますけども、いずれにせよ現行制度の強化や新しい支援事業の創設など、被災してからでは遅いんで、そういったことに対して備えをするということで、より早い支援ができると思いますので、そういった現行の制度の強化、新たな支援制度の創設を検討いただきたいと思います。

それで町長答弁いただいた中で、金融相談窓口を設けると言われましたけども、これは役場の職員でということなんですか。もしそうであればですね、そういった状況の中、とても行政職員だけでは人員不足で対応が困難と思われます。例えばの話なんですけれども、町商工会またJA多気郡、伊勢湾漁協、町内の金融機関などに協力いただくなど、そういった事業再建に向けた融資とか、そういったことの相談窓口を、また支援をスムーズにできる窓口のシステム化を検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の災害時のインフラ、ライフラインの復旧についての質問に移ります。先ほども申し上げましたが、明和町地域防災計画の中で、道路、電気、通信、上下水道など町民にとって不可欠であり、復旧・復興の根幹となるべき使命を担っております。

また、これらがダメージを受ければ、避難、救護において、大きな障害となり、被害の拡大や復旧を遅らせることとなります。

また、災害の規模が大きいほど国や県や他の自治体からの応援が実際難しく、相当の時間を要すると想定されます。これらに対し全国の地方自治体の中では、横の連携による公助の強化として、その地域の中で事業を行う地元事業者との災害関連の各種協定を結んでおられます。

明和町でも平成30年度までに締結している協定は、約50と聞いております。この中には明和町のライフライン、インフラを支える地元の建設及び管工事業者の協会や組合もあると聞いております。町行政では人員、資材、機械、そして技術やノウハウが限られ、この代用が地元事業者に託されていると考えます。

昨年の7月に西日本で発生した豪雨災害では、地元事業者が24時間体制で復旧にあたり、岐阜県では木曾川上流の河川の状況を把握するため、ドローンを飛ばして調査するなど、地元業者が昼夜を問わず対応にあたったとのことでした。

また東日本大震災では、地元のインフラ業者が人命救助や避難道路の確保に尽力したということは周知の事実と思います。明和町の住民にとっていざという時に直ぐ駆けつけてくれる地元事業者は心強く、欠かすことのできない存在と考えます。

そこでお伺いたします。町と協定を結んでいる町内の建設及び管工事業者の数と人員、内容、そして具体的にどのような活動をお願いするのか、決まっておりましたら教えてもらいたいと思います。そして自主防災組織との連携について、町としてのお考えはいかがでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** 町と締結を結んでいる土木、建設、管工事業者の数と内容、災害時の具体的な活動、自主防災組織と地元事業者の連携について、町の考え方について、ご質問をいただきました。

1つ目の土木、建設、管工事業者との協定の数ですが、2団体3事業所と



6件の協定を結んでいます。建設業協会は15社で、人員については約100名、建設機械につきましては、協定締結当時ではありますが、約30台をお持ちであると伺っているところです。

明和町水道組合のほうでは12社が加盟されています。人員は約40名、建設機械については、小型重機、約40台をお持ちであると伺っておるところです。その内容は、道路、建築物等の障害物の撤去、応急復旧作業、上水道施設の漏水修理及び応急給水作業等の協力、水道資機材、労働力の提供、下水道施設の復旧作業及び緊急作業等の協力等々となっております。

浄化センター処理施設真空ポンプに関する協定につきましては、町外業者7社と町内業者1社と協定を締結しています。人員に関しましては、すみませんが把握しておりません。ただ、町外業者の支社につきましては、明和町に出張所を設けており、4名が在住しております、内2名が町内在住と聞いておるところです。現状では不十分かと考えられますので、今後改善に向け検討していきたいと考えているところです。

2つ目の災害時の具体的な活動につきましては、協定書には町が協定先に応援を要請し、協定先はその要請により応援していただくこととなっております。

3つ目の自主防災組織と地元事業者の連携についてですが、町の災害対策本部は町全体の被害状況を把握し、復旧に着手することになります。災害状況を把握するため消防団、自主防災組織や自治会から災害対策本部に情報をいただいたり、または災害対策本部が地域の被害調査を実施し、全体の被害状況を把握し、どこを優先すべきかを判断した上で、協定先に要請することとなります。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

**○1番（高橋 浩司）** 応援の要請は、町の防災対策本部が行うということ、それが基本であると理解するんですけども、情報通信施設が遮断された場

合、被災して機能が使えなくなった場合、そういった状況では住民からの情報が、実際じゃあどれだけ上がってくるのかというのは、ちょっと不透明な部分があるのかなと思います。

そういった災害対策本部が状況把握できない上、要請するにも連絡が取れないと、そういうような状態に陥ってしまった場合、対応が完全にフリーズしてしまうと思われれます。その間もどんどん被害は拡大し、それを目の当たりにしている地元の方、自主防災組織や、協定はしているんだけど、要請がない、なっとすんのか、指を加えて待つんかと。自主的に動くのかというのは、なかなかそれぞれでは難しい判断を迫られるのではないかと思います。こういった対応策の例として、埼玉県では地域災害サポート企業事業所制度というのが設けられております。

地元企業が地元の住民、自主防災組織と連携し、その中の判断で復旧活動を行うという取り組みが行われております。ここでお尋ねしますが、町として連携できるサポート制度については、こういったお考えかお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 埼玉県の地域災害サポート企業事業所の登録制度について、埼玉県に登録した企業事業所の情報を基に、市町村が災害協定を締結し、それにより協定先によっては、地域への支援等につながっていくことを目的とした制度として理解しているところです。

当町では、現状といたしましては、同様の制度を設ける予定は、今のところございませんが、瓦礫等で道路が通行できなくなった場合、それらを撤去するなどして道路を通行できるようにすることについては、緊急輸送道路を中心に、平成28年3月に明和町道路警戒行動マニュアルを作成しております。今後これを基に明和町内の建設業者それぞれと協定の締結を考えているところです。

その内容につきましては、役場と連絡が不通であっても、行動を行える内容にしていきたいと考えているところであります。また、一方では大規模災

害時において、町全体の被害状況を把握し、計画的な復旧作業を行うことが、地域の復旧・復興につながるものと考えていますので、その点もご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

また、議員のおっしゃるとおり町内の企業事業所と自治会や自主防災組織との連携を図っていくことは大切なことだと考えております。どのような形で連携を図っていけるのか、今後の課題であると思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ちょっと難しい言葉がありましたので、道路警戒行動マニュアル、道路警戒というのは、おそらく道路が倒木とか瓦礫とか遮断された場合に、そのところを除去して通行できるようにするというような意味ですかね。そのマニュアルをもう作られておるといふ。これまでの震災で先ほどもちょっと自衛隊の活動で、そういったことを対話したということで、非常に随分助かったということは聞きますので、こういったマニュアルというか、警戒マニュアルですか、非常に有効かと思しますので、こういったことも協定業者への項目として入れてもらうなど、行政からの要請がこなかった時に、道路の閉鎖を開放するようなことだけでも、事前に行ってもらおうとか、そういったマニュアルを作ってもらいながら、新たな協定も考えてもらったらどうかなというふうに思います。

また、災害対策本部になるというのはわかるんですけども、さっきの埼玉県例を申しましたので、そういった答弁になったかと思うんですけども、そういったサポート制度といった言葉にとらわれず、例えばなんですけども、防災訓練などに住民と一緒に地元の業者さんも一緒に入ってもらおうなど、そういったこと取り組みも始めてみてはどうかと思しますので、検討をお願いします。

また、災害対応では資機材、特に建設機械の確保、先ほど30台であるとか、40台であるとか、そういったことも聞いたんですけども、規模の大きなもの

になると、ちょっと心もとないところがあるのかなというふうに、ちょっと個人的には感じたんですけども、そういった事態に対応するため、建設機械のレンタル、リース業者との協定締結とかも是非、検討いただければと思います。

やっぱり今の建設業者さん、水道業者さんは、自前で重機というか、建設機械を持たれるよりもリースとかによって、工事を図られておるところが多くあるというふうに聞きますので、そういったことも検討していただければと思います。

さて、普段から地域のインフラを支え災害時にも復旧の大きな力となる、地元業者ではありますが、一方で全国的な公共事業の縮減や資機材価格の高騰など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しているとされております。この状況が続けば新規の操業を断念したり、事業承継ができず廃業する事業者が出てくるのが懸念されます。全国的にはそういったことも起こっておるといふことです。

それは明和町においても、インフラ事業者がいない空白地域もあり、明和町の防災力の低下に直結するのではないかと思います。例えば伊勢・松阪の業者さんと連携とか、協定を結んでいたとしても、その地元が被災した場合、地元を優先して明和町に来てくれるのかというのは、なかなか難しいと。やっぱり地元を優先するのは当然ではないかと思います。

国では地元企業の健全な育成、地域防災力の維持、向上を目的とした入札制度など各種の取り組みが進められております。また、今国会では工期の適正化など建設業者が今後も地域の守りとして、活躍し続けることができるよう建設業法公共工事入札契約適正化法の改正が、前回一致で先日可決成立されております。三重県でも災害時の安全・安心は、地域の雇用の確保も含め、重要な役割を担っている建設業者を活性化していくため、三重県建設業活性化プランを策定し、県と業界が共に力を合わせ、県民の安全・安心のため、県下に防災空白地域を出さない取り組みを進めると宣言されております。

全国の自治体の中では、サシスセソの取り組みとして、サ、債務負担行為

の積極的な活用、シ、柔軟な工期の設定。ス、速やかな繰越手続き。セ、積算の前倒し。ソ、早期執行のための目標設定のサシスセソの取り組みが進められておると聞きます。

青森県の弘前市でと、新年度の工事など入札契約を前年度に行うゼロ市債の活用を実施し、茨城県の利根町では債務負担行為の積極的な活用や柔軟な工期設定による平準化などにより、年度末に集中する人手や機械の不足解消、閑散期の余剰人員と繁忙期の過重労働の解消、適正な工期による品質確保、経営の安定など発注者にとっても、業者にとってもメリットが大きいとされる取り組みがなされています。

また、先週です、6月3日の月曜日、松阪市の入札等監視委員会が、市に対し発注時期や工期間の平準化を図る必要があるということで、意見書を市に対して提出されました。

そこでお伺いたします。これらを踏まえ地元業者への事業承継、育成支援などが必要と考えますが、先ほど申し上げましたように、全国でさまざまな取り組みがある中で、明和町として現状をどのように認識され、今後どのような対応をお考えなのかをお尋ねいたします。

**○議長（北岡 泰）** 高橋議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（菅野 亮）** 失礼します。地元事業者の事業承継育成ということで、私のほうから答弁させていただきます。

災害発生後の復旧・復興には、地元事業者の協力が不可欠であると考えます。そのため町内事業者の事業承継育成が必要であり、その対策の1つとして、町内で実施される国・県が発注する事業につきまして、地元業者が受注できるよう、これまでに引き続いて要望していきたいと考えております。

ただ、国・県の発注工事につきましては、それぞれの発注基準によるところがございますので、その点をご理解いただきますようお願いいたします。

また、町の4月から6月の工事発注に関しましては、町単独事業の中の一部ではありますが、早期発注を実施させていただき、平準化に努めているところでございます。今後も引き続き実施していきたいと考えております。

また、国・県の補助事業につきましても、一部ではありますが、議会の承認をいただく中で、4月、5月に施行させていただく事業もございまして、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりましたというか、そうですね。地元業者は災害対応だけでなく、例えば町で鳥インフルエンザや口蹄疫が発生した場合は、防疫処理にも尽力していただく存在と思います。こういったことを踏まえ、町発注工事はもとより町内で実施される、先ほど課長が言われたけども、いろいろ事情があつてとか、ルールがあるとか、制度上とかあるんですけども、国・県発注事業での入札参加機会の確保や、入札の地域要件の導入などを今までより一步踏みこんだ、国や県への要望を強くしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、明和町行政においても、少しずつではありますが、新しい技術に対応する取り組みが進められていると理解しております。町の職員を含め町内事業者へのAIやIoT、ドローンなど新しいテクノロジーの導入や技術の向上に対する支援が必要だと考えますが、町としてどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 町内の土木建設・管工事業者の技術力の向上、とりわけ新技術への対応などは、現在の町内事業者の規模や工事実施の状況から推察すると、容易ではないのではないかと思います。事業者の技術力向上、防災時の対応力等を上げるには、事業者の人材確保、資機材の一定量保有等が必要でありまして、そのためには事業者の経営安定や経営規模の拡大等が必要であると考えます。

そういう点では、町としましても、公共事業発注時期の平準化や工事の発注対象への配慮などに取り組むとともに、資機材の保有や新種の機器の導入

に対する支援等についても、検討していく必要があるのではないかと考えております。

また人材育成、新技術取得の研修については、三重県建設技術センターの研修等を活用し、事業者はもとより町職員も含め、町内の技術力向上に努めなければならないと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。技術を培うことは勿論時間もかかる上、経費もかかり簡単にできることではないと思います。県や他の機関と連携するなど、いろいろ知恵を出していただきまして、より良い方向に取り組まれることをお願いいたします。

最後になりますが、災害発生時には津波避難タワーなど、緊急避難所への移動が困難な高齢者や障がい者、また妊婦さんなども、その時におみえになるのではないかと想定されます。こういった方々、全てに避難をしていただくため、今後は具体的な避難のシステムを構築する段階にあるのではないかと考えます。こちらについてもご検討をお願いしたいと思います。

また、一般の避難所でも生活が困難な方々を受け入れる福祉避難所として、明和の里が指定されており、運営マニュアルの策定や各種避難訓練が実施されるなど、先ほどもありましたような災害に備えた体制づくりが取られておると聞いております。

ただ、受入体制について、人数、設備などの課題もあると思います。これも例えばなんですけども、熊野市では市内の3箇所を高齢者福祉施設、民間の施設等、福祉避難所の協定が結ばれております。明和町でも民間の福祉施設との協力体制を構築するなど、全ての方が避難できるよう努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今回は令和最初の質問として、平成から続く重要な課題の1つである災害に強いまちづくりについて質問をさせていただきました。思いが先

走る上、時間の都合もあるため、後半は一方的にいくつかの課題について、まとめて意見要望を申し上げましたが、その点をご容赦願ひ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、高橋浩司議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

前の時計で35分まで、よろしく願いいたします。

（午前 10時 20分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 35分）

---

### 8番 松本 忍 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「安心・安全なまちづくりについて」、「元気の出るまちづくりについて」の2点であります。

松本忍議員、登壇願ひます。

（8番 松本 忍議員 登壇）

○8番（松本 忍） 議長から登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願ひします。

早速質問に入りたいと思います。まず安心・安全なまちづくりについて、



質問させていただきます。最初に新茶屋地区の排水対策について、お伺いします。

平成29年の台風21号で、19戸が床下浸水の被害を受け、県道伊勢小俣松阪線が冠水して、通行不能となる事態が発生しました。その後、当地区の排水対策については、少しずつ対応はしていただいておりますが、今後の計画について、どういうふうにお考えしているのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） ご質問いただきました新茶屋地内の排水対策について、お答えをいたします。平成29年度の台風21号により県道伊勢小俣松阪線付近で、19戸が床下浸水となり、その対策を行ってきたところです。新茶屋地区の排水対策は、地形により大きく3つに分かれます。大仏山公園部分を上流部、大仏山公園より伊勢市河川の東新堀川までの中流部、それから伊勢市管理河川の東新堀川の下流部の3つとなります。

冠水に至った主な要因は、急峻な上流部で降った雨が、短時間で県道まで集まることと。中流部から農地になり急に平坦となり流れが悪くなること。下流部の河川改修が完了していないために、流量調整していることが考えられます。これらの計画等につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） それでは、ご説明させていただきます。

上流部については、平成30年度に大仏山公園付近に新たに2箇所、約2,000m<sup>3</sup>の調整池機能を整備対応いたしました。今後、不都合等があれば、更なる対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、中流部につきましては、平成29年度に県道伊勢・小俣・松阪線の横断部を80cm×60cmから、1.5m×60cmに改修し、抜けをよくしました。調整池などの施設の効果などを見ながら、対策を検討していきたいと考えています。

それから、最後にですけれども、下流部につきましては、伊勢市管理の河川

ですので、伊勢市に整備していただくようお願いしているところと、昨年、知事との一対一対談でも、県管理にできないかなどの要望をしているところがございます。

今後も伊勢市に働きかけをさせていただきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは、まずですね、上流のほうからお聞きしたいと思えますけども、上流のほうではですね、昨年、水規制の柵を2個つくっていただきましたけども、それからですね、また先ほど課長のほうが、更なる対応を考えておるということですが、これからですね、また規制の柵の追加とかですね、築堤等は考えてみえるんでしょうか、お聞きします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 更なる対応策でございますけども、今後は県管理の大仏山公園内のところで、そのような策を公園管理のある県と協議しながら協議していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 上流部につきましては、わかりました。

次に、中流部について、横断部分の改修のみに終わっておりますが、下流の東新堀川への取付部分の状況を見ても、まだ、排水能力としてはいけると思えます。先日の調査でわかったんですけども、東側への排水路になりますけども、大堀川方向へ流れる排水の下流に、東新堀川へ流れる一部土水路部分や底打ちがされてない箇所があります。洪水時に東新堀川への排水路は満水になり流れません。この部分は改良はすごく効果的だと思いますが、先般、課長と協議しましたが、ご存知でしょうか。

また、今まで何度も浸水被害にあったのですが、町としてはこのようなところは水害対策として、緊急に整備していかなければならないと思いますがどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 一部ですね、排水経路のところ、プレハブ水路、組み合わせ水路ですけども、底がされていな箇所と、まったく土だけの水路の箇所がございましたので、今後ともですね、このような場所を地元と協議しながら対応をですね、検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは対応をよろしくお願いします。

そのほかにですね、以前から申し上げておりますけど、排水路の周り部分の隅きりや、アーム部分の貼りコンクリート等がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に下流部分についてお伺ひします。

下流部は伊勢市の管理になっております。今まで伊勢市のほうに要望をお願ひしておるようでございますけども、先ほども県に管理をお願ひしたいということで、これです、大堀川の主流として、2級河川に認定をしていくという要望で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 2級河川という扱ひで、県管理になりますので、そのように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） ありがとうございます。これです、今までこの29年の被害だけじゃなくて、それまでもですね、何べんでも被害のほうは繰り返

れておりますので、逐次ですね、早急に対応していただくようよろしく願いしたいと思えます。

それでは、次にですね、獣害対策につきまして、お聞きします。

明和町各地でイノシシにより農産物が喰われたり、餌を探して法面などを壊されたりする被害が多く見受けられます。また、今年には大淀東区の大堀川にも現れ、捕獲されています。

現在の対処方法は、有害鳥獣害駆除委託で猟友会に委託していますが、最近3カ年の駆除の実績を、各地区ごとに教えてください。また、今後の対策はどのように考えておるのでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（菅野 亮）** 失礼します。

イノシシの出没情報、農作物への被害報告は増加傾向にありまして、対策に苦慮しているところです。猟友会明和支部と連携して、対策をさらに強化していく必要があると考えております。

ご質問の猟友会明和支部におけるイノシシの3カ年の地区ごとの駆除実績につきましてですが、平成28年度は、明星地区で13頭、ほぼ大仏山です。齋宮地区2頭、これは齋宮南部の池村、上村方面です。の計15頭で、他の地区はございません。

平成29年度は、明星地区が17頭、齋宮地区4頭の計21頭です。

平成30年度につきましては、明星地区が18頭、齋宮地区2頭に加えまして、先ほど議員が言われました大淀のほうで、大淀東区のほうで捕獲がありまして、これが2頭、計22頭が捕獲処分されました。

現在、明星に6基、齋宮に4基の檻わなを設置しておりますが、猟友会との連携を密にして、檻わなの増設、それから場所が慣れてきますので、設置場所の移動等を行いながら、駆除に努めたいと考えております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍）　そうですね、だんだんやっぱり増えていると。どこへいってもよくイノシシが出た、イノシシが出たと言われますので。それですね、1つ提案したいのですが、今一番ですね、被害に遭われている方は、営農者の皆さんです。猟友会に入っていない、罾免許を持っている町内の営農者の皆さんは、イノシシを捕獲した場合ですね、1匹あたりですね、今まで猟友会さんのあれから見ると、1頭あたり3万円程度支払われてですね、駆除していくと、そうするとせっきくの罾免許の補助も、今のところあまり使われていない気がしますけども、それも活用されていくんじゃないかと。

やっぱり農家の皆さんが一番真剣になって、駆除を希望しているのでどうでしょうか。

○議長（北岡 泰）　松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮）　明和町には猟友会に入っていない方で、罾免許を取得されている方は10人みえますが、イノシシは捕獲した場合に、町からお支払いしているものはございません。

議員の言われる報償金といいますか、捕獲頭数に応じた支払い、これをする事で罾免許取得者の増進や捕獲活動の推進等に一定の効果が見込めるかとは思いますが、猟友会との兼ね合いもございますので、他の自治体の状況も確認しながら、期待できる効果や手法などについて、検証し検討していきたいと考えております。

現在、猟友会の委託は定額制で行っておりますが、より効果的な捕獲につながるよう捕獲実績に応じた加算方式の導入というのを考えたいと思っております。先ほど3万円、猟友会かかっておるということなんですけども、処分代に5,000円というのを積算の中にみてますが、3万円というのはちょっと数字的にちょっと違うんですけど、そういう加算方式という面を含めてですね、これから考えていきたいと思っております。

○議長（北岡 泰）　答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** 3万円というのはね、農家が捕まえた場合というぐら  
いのことで、いろいろオイルを買う費用とか、そういうのも要るんで、私は  
言っただけで、それ誤解のないようによろしくをお願いします。

それとですね、当然猟友会さんですか、猟友会さんもですね、一応補助、  
いくらの補助というだけじゃなくって、先ほど課長が言われたように、出来  
高制、そのほうがですね、当然士気も上がると思いますので、そこらのほ  
うですね、お願いしていくというふうに、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

次にですね、大仏山周辺には最近、伊勢市、玉城町において、13haのメガ  
ソーラーが完成し、その分ですね、明和町側に密度が濃くなっているんじや  
ないかと思われます。

小学校の通学路の周辺にも出没したり、また、最近では新茶屋すみれ団地  
から小俣町の公園に抜ける町道で、車にぶつかりそうになったというような  
話も聞きます。大仏山公園のあります持ち主も三重県、隣接する伊勢市と協  
力して、対策は考えているのでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（菅野 亮）** 玉城町側の開発で、イノシシが明和町側に来  
ているのではないかという傾向もあるのかもわかりませんが、南部のほうに  
は伊勢市の集落もありまして、それから大仏山公園の安全性ということもあ  
りまして、大仏山一帯としてイノシシ対策を考えていく必要があると考えま  
す。

そういう中で、大仏山にまたがる明和町と伊勢市、玉城町、それから公園  
を管理する県営大仏山公園管理事務所、この連携を深め協力して対策を行っ  
ていくために、昨年度から県と関係市町、それから関係市町の猟友会で協議  
する場を設けております。

この中でですね、今まで有害鳥獣の捕獲許可というのは、各市町が出して  
おりまして、伊勢市は伊勢市の猟友会に対して、明和町は明和町の猟友会、  
玉城は玉城の猟友会に出しておって、各猟友会はそれぞれの所属する市町し

か捕獲活動が行えないということで、捕獲効果が半減している状況でございます。

これにつきましては、この関係者協議の中で協議して、大仏山に限っては、3市町の猟友会に対して捕獲許可が出せるように、現在調整を行っているところでございます。ほかにも連携して対応できることがないか、関係者協議の中で取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** 大仏山に関しては、当然、大仏山公園は県管理の公園ということですね、中に遊歩道もたくさんありますね、当然県が主体となってね、対策をしてかないかと思うんですよ。もし遊歩道ですね、これイノシシの事故に遭われたら、本当に大変なことですから。

ですので、県主導で対策をしていただいて、これ対策するのやったら、各猟友会にですね、県独自で助成をして、対策について活性化していくと、そういうような取り組みをですね、その会議でですね、課長は当然出席されるんでしょうから、よろしくお伝え願いたいと思います。

それではですね、次にですね、カラスやカモのほうの駆除も行っていると聞きましたが、どの辺でどのように行っているのでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（菅野 亮）** カラスやカモの駆除につきましては、猟友会の委託業務の中で、基本的には町内全域で行っております。銃による上空への発砲により駆除しておりますが、弾丸は空中で仁丹程度の大きさに分散しまして、被弾させるということで、その落ちてきた小さい球があたっても問題はないんですが、住居の近く、それから、交通量の多いところではやらないように、避けて駆除を行っております。

実績としましては、カラスとカモを併せて毎年100羽程度を駆除しております。ちょっと地区別というのを、データはまだそこまで分析しておりませ

るので、ご容赦ください。

駆除の依頼については、直接猟友会に頼んでいただいてもよろしいんですが、町にご相談いただければ連絡等させていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） ありがとうございます。

カラスのほうも、これ、私は明星なんですけども、明星のほうも大変たくさんのカラスが生息してしまっていて、これ何とかせなあかんなと思っておるんですが、周辺の山林とかそういうところやったら、別に明星とか斎宮とか、そういうところでも猟友会にお願いして、カラスの駆除はしていただけるということですね。

その依頼のほうは、町を通じてしたらよろしいのでしょうか。それちょっと確認をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） すいません。

お知り合いの方で直接頼んでみえる方もあるんですが、一応窓口のほう農水商工課ということで、町の農水商工課のほうにご相談いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） ありがとうございます。

それでは、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、最近よくアライグマやハクビシンが住宅内に現れると聞きます。今年1月にも私、明星で3匹のハクビシンが住宅内で潜んでいるのが見つかりました。近年の発生状況はどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。



○農水商工課長（菅野 亮） アライグマ、ハクビシンの発生状況も増加傾向にあります。これら外来種でありまして、ペットが逃げ出したもの等が、繁殖したと考えますが、基本的に天敵がないということで、各地で増加しているものと思われまます。

実績としては、町が檻の貸出をしておるのですが、この貸出については、近年の実績では28年度が22件、29年度が47件、30年度が58件と、貸出については年々増加しております。

捕獲数としましては、そんなには変わっていませんでして、だいたいアライグマが20から25頭ぐらい、ハクビシンが5頭ぐらいを捕獲されて、町で処分しております。そういうような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 本当に予想以上に、イノシシより捕獲頭数が多いんですよ、アライグマ、ハクビシンで。ということは、その何倍が、どれだけ町内に潜んでいるかわからないと。最近ちょこちょこおかしいな、おかしいな、なんで犬の餌が急になくなったんやろとか、何かが移動しとるとか、やっぱりハクビシンとか、アライグマというんが、これかなり確立が高いと思います。

それですね、まさか近くにアライグマやハクビシンが居るとは、知っている人は少ないと思いますんで、こういうことが起こっています。そして、こういう時は役場のほうで捕獲の罠を貸します。それにですね、十分広報等で啓発していただきたいと思います。

それとですね、その檻を貸し出して、自分で捕獲してできる人はいいんですけども、その捕獲をですね、できない人はどのようにしたらいいんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 檻の貸し出しをして、処分はなかなかできな

いということで、町のほうでしておるんですが、あと高齢の世帯で、檻自体を持って行くのも大変という場合は、町のほうで持って行ったりはさせてもらっています。

基本にはそれで設置してもらって、餌で中へ追い込むということなんですけども、現在、猟友会の駆除委託の中には、この処理は入っていないという状況です。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** すいません。高齢者世帯のお宅とか、そういうのは町と猟友会と協力して、どちらでもいいですからお願いしたらできるという体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にですね、停電状況の確認についてお聞きします。

昨年の台風21号で町内各地で停電が生じました。私の家では6時間ほど停電がしたんですけども、長くはですね、日を越えて翌日まで停電したという家庭が数多くあったと聞きます。その間、中部電力にですね、電話しても全然つながりませんでした。

そして、インターネットで調べても、調査中だけということだけ出て、何も情報が入ってきません。以前も一度言ったことがあるんですけども、町が中部電力とホットラインを持って、停電時、状況報告を受け、必要な情報を防災無線で流す、このようなことはできないものでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

**○防災企画課長（奥田 昌宏）** 先ほどご質問にありましたように、昨年の台風21号、こちらによる町内での停電でございますけども、9月4日の午後1時半頃から発生をし、町内では最大6,100戸で停電をしたというふうに、中部電力のインターネット等々での情報では、そのように伺っております。

町全てで復旧したというのも、9月6日の午後6時頃であったというような報告を受けているところでございます。

停電の原因といたしましては、強風による断線であるとか、倒木それに電線が巻き込まれてしまって、断線をしたといったようなことが原因だというふうに伺っております。

後日、中部電力からの報告によりますと、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県といった中部電力のエリア、いたるところで停電が発生をしていたということで、復旧にもあたってはあったんですが、なかなか電話もつながりにくい状況であったということも、併せて報告をいただいております。

町の災害対策本部からも早期復旧をとということで、断線箇所を確認したところについては、中部電力のほうへ報告、連絡をするようにしてはしましたが、その連絡もなかなかつながりにくい状況であったというところでもございました。

その中で、防災行政無線で停電情報を放送はできないのかというようなご質問でございました。停電の際には住民の方々が望んでみえる情報については、いつ復旧するかというような情報ではないかというふうに考えます。その情報につきましても、町として確認できるのは、中部電力から情報を収集するのみでございまして、その情報発信については、電気事業者でございまして中部電力でお願いすることであるというふうに考えているところでございます。

中部電力におきましては、ホームページで停電情報を掲載しているということでございます。先ほどご質問の中にありましたように、その停電情報が調査ですというような表示ばかりで、何も変わらなかったというような状況、私共も把握しております。

災害対策本部のほうからホットラインもございまして、そちらのほうで問い合わせたりもして、それもなかなかつながりにくい状況であった時期もございましたけども、そういったところで情報収集するようにしてはしましたが、やはり返ってくる回答は同様の内容でございました。

この点、後日、中部電力と協議する機会がございまして、改善をお願いしたというところでございます。そういった反省からですね、中部電力では平

成30年11月24日にですね、こちらホームページで掲載されましたけれども、今までの停電情報でございますが、復旧状況、復旧見込み、停電理由といった3つに分けて表示をするというような仕組みを、もう既にされております。

さらに復旧状況の欄においては、設備確認中、これは巡視中を意味するというふうに伺っております。から工事手配中、こちらは巡視を完了し、工事を手配したというようなことを意味するというふうに伺っております。

また工事中といった形で、時系列を追った掲載に改めるというふうに伺っておりますし、復旧見込みの欄におきましては、設備確認の段階では未定、工事手配中の段階では調整中、工事中の段階では、何月何日めどとか、何月何日午前中めど、そういった細かな内容での掲載に改められておりますので、停電情報につきましては、今後も中部電力のホームページでご確認をいただきたいというふうに考えております。

停電している地域の方への不安解消といったところから、中部電力へ復旧作業と併せて停電に関する広報活動にも力を入れていただきたいという要請もしております。その点については、引き続き要請をしていきたいというふうに考えております。

広報活動の方法についてでございますが、状況にもよりますけれども、中部電力の広報車による広報も検討していただけるというようなことでございますので、合わせてお答えさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** 一応中部電力は今のところ、インターネットで細かく載せていくと。これからまた広報を考えていくということなんですけども、町としてですね、これ中部電力が広報するより、その広報を町の防災担当のほうに言って、それを防災無線で流したほうが早いじゃないかと思えます。その考えは、中部電力の内容を防災無線に流すというのは無理なんですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 先ほども少し触れさせていただきましたが、こちらの情報、広報についてはですね、やはり電気事業者である、当事者である中部電力にですね、お願いをしていきたいと、中部電力がしていただくところだというふうに認識をしておりますので、防災無線ということではなく、中部電力のほうの広報活動等でお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それはなんか町がしては駄目だという法令とか条例があるんですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 駄目だというような規定はあるわけではないんですけども、やはり防災行政無線の運用につきましては、明和町防災行政無線固定局の運用要項というのを定めておまして、そちらの定めに基づいて運用をしておるところでございますけれども、重ねてになりますけれども、やはり停電に関しましては、その事業所であります中部電力のもとでですね、周知をしていただきたいというふうな考えでおりますので、ご理解を賜わりたいというふうに思います。

よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 一応運用で駄目というんやったら、運用を変えたらいいだけであって、それで停電でも、その1時間も満たんような停電ならいいんですけど、何時間も超えてくるようやったら、当然住民の皆さんは不安なようですから、中電へ防災担当者1人と、向こうの担当者1人、ほかに誰も

わからないような電話番号ですね、ホットラインを引いて状況を聞くぐらいやったらいいと思うんでしょうけど、町長ちょっとその辺どうです、お考えお聞きします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほどから課長が言っているとおりで、基本的には事業者でやっていただくことだと思います。それで、中電のほうもホームページ等のほうをですね、改訂しまして、より詳しくということによってやっておりますので、そちらで確認をいただければというふうに思いますが、中電のほうと連携もさせてもらった中で、中電のほうからそういうふうな放送で流してくださいということがあるのであれば、こちらも対応できるというふうに思いますので、そこら辺は今後の中電の話の中で、中電のほうから流してくださいということをお願いするんであれば、それはさせてもらいたいと思いますけども、うちがそれを見て流すという形になりますと、間違いがあったりすると、ちょっといろいろな問題も出てきますので、そこら辺は中電のほうと話をさせてもらって、やるという形で、一度検討はさせていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 中電のほうも自分とこの広報を兼ねてやってもらいますから、本当は別にこちらのほうから中電のほうへ、どうですか流しましょうかとは、聞いたぐらいはいいと思うんですが、前向きによろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に元気の出るまちづくりの項について、お聞きします。

まず明和町齋宮跡の知名度アップについてお伺いします。

松阪、多気、明和、大台圏観光連携事業推進協議会が、3月に大阪で実施した圏域の特産品や観光スポットの認知度などについての調査の結果、松阪牛を知っているが99%、松阪市を知っている、聞いたことがある94.7%。機会

があれば松阪牛を食べに行ってみたいというのか91%、豪商のまち松阪という言葉に興味があく、知りたいが65.5%で、4位までが松阪市に占められていました。

また、5位にですね、日本遺産祈る皇女齋王のみやこ齋宮を念頭に言葉を興味わく、知っていたが、64.1%で5位でした。この後、大杉谷溪谷、大台ヶ原が6位でした。この結果を見て、町長はどのように思われるんですか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** このアンケートにつきましては、議員おっしゃられるとおりですね、松阪、多気、明和、大台圏域の観光連携事業推進協議会が、今年の3月に大阪の駅前の地下街のディアモールというところで、圏域にまたがる意識調査というのをを行うために、通行する493人の方にアンケートを実施したということです。

内容につきましては、議員おっしゃられるとおりですけども、感想しましては、関東などの遠方の調査ではなく、近隣の大阪での調査ということで、もう少し知名度は上がっておって欲しかったなというふうには思うところもあるんですけども、知名度はある程度アップしてきているというふうには思っているところでありますし、これからもより上げていく努力をしていきたいというふうに思っているところです。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** 松阪市の関係の次にきて、私はこの結果を見て、まあなかなかの健闘だなと、私自身は思っているんですけども、おそらくですね、これ2015年に齋宮跡が日本遺産の認定を受けたのが大事だと思っております。

日本遺産、齋宮跡、齋王まつり、もう一番上をいけるよう、これから努力をしていただかないかんわけですけども、これを基にしてですね、明和町の活性化を図っていかねばいけないと思います。

そして、これからちょっと何点か提案のほうをしたいんですけども、まず急務な課題として、まず齋宮跡の玄関口としては、齋宮駅だと思います。齋宮駅のトイレは現状汲み取りトイレになっておりまして、周りに悪臭を放っています。齋宮駅を降りて、齋宮駅に着いたら香りがトイレの臭いでは、ちょっと話にならないという感じを受けます。

昨年にもですね、地域の皆さんで署名を集め、近鉄に齋宮駅のトイレの改修を要望されました。その後、町はどのように関わって、現在どのような状況なのかお聞きします。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

**○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 近鉄のトイレの改修につきましては、長年、町のほうからもですね、近鉄のほうに随時お願いしていたわけなんですけども、昨年、国史跡齋宮跡協議会さんが中心となって、齋宮地区、それからその周辺の自治会、それと利用者からですね、署名活動を行いまして、署名をまとめた5,201名の方の署名をですね、12月4日に近鉄に提出しております。

そして、その回答としてですね、この4月24日に近鉄さんから回答があったわけなんですけども、その結果がですね、トイレについては公共下水道の整備に併せて改修をするため、現時点では改修の予定はない。

それから、この署名の中には、トイレの改修と急行列車の停車もですね、含めてお願いしたわけなんですけど、その急行列車の停車についても、現時点では困難という回答がございました。その回答を受けまして、町としてですね、どうしていくのかということなんですけど、齋宮駅が議員さんがおっしゃられる日本遺産の町の玄関口としての顔でありますので、どうしてもマイナスイメージになっているということで、やはり改修はしていただきたいという気持ちでございます。

ですので、今後ですね、近鉄さんを訪問して、公共下水道の整備がまだ先であることをですね、ちょっと説明して理解していただくということで、トイレの改修を見送る理由がですね、公共下水道の改修だけのものなのかとい



うことで、浄化槽の投資が無駄という判断で実施されないということがどうかですね、確認して、今後どのようにすれば改修してもらえるのかというのを、地域の方とも調整しながら、近鉄さんのほうへですね、今後、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 全然進んでないような近鉄の回答で、あれなんですけども、下水道の整備計画のほうで、当然今のところ何年先が見当つきませんね。それで、その下水道計画のほうでネックになって駄目なんなら、浄化槽代ぐらい町で持ちますとか、それでどうですかぐらいは、ちょっと考えはないんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、斎宮跡文化・観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） その浄化槽だけですね、ものであればですね、やはり歴まち事業とか、いろんな整備もしておりますので、その辺については、また検討していくということは考えられるんですけど、そのほかにですね、何かあるのかどうかというのも確認しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは、その件につきましては、本当に前向きに進めていって、早期にですね、トイレの改修が進められますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、斎宮の駅前ですが、昔はですね、スーパー、寿司屋さん、飲み屋さんもあり、もっと賑わいがあったと思います。明和町は食べるものがなく、泊まる場所もないとよく言われます。まず手始めとして、斎宮駅から旧参宮街道までの間の活性化を考えたらどうでしょうか。そこで手法とし

て、この4月に設立されました一般社団法人明和観光商社にコーディネートをお願いし、町と一体となり民間企業を巻き込み、駅前を開発をしていく。このような手法は行政、企業、団体、個人と連携して、観光と健康をテーマに事業を推進する組織、そういうことで発足されました観光商社にぴったりだと思います。どうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） この駅前のところにつきましては、平成22年に策定した齋宮跡をですね、核とした町の活性化基本方針においては、齋宮駅の北側、今いつきのみや歴史体験館の建っている側なんですけども、そちらのほうについては、齋宮の時代に合わせた整備をと。

それから、近鉄線の南側についてはですね、やはり伊勢街道の賑わいというのが、歴史的にありましたので、そういう伊勢街道のですね、整備に合わせたようなことをやっていくというような位置づけをしておりました。

それで、ある程度、北側の部分については、今までかなり進めてまいりまして、今後は南側のほうを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。そして、この南側のことについても、行政でできるのは、ハード整備ということで、その民家を活用した食堂や土産物などはですね、やはり民間の活力を導入していかないと、実現できないというふうに思っております。

ですので、いかに実現できるかということにつきましては、関係団体と前向きにですね、検討していきたいと思っております。それで議員さんのおっしゃられる、今年4月にですね、立ち上がりました明和観光商社ともですね、十分連携をとりながらですね、これから検討していきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 私もですね、齋宮駅の北側と南側では、全然こう今までの整備の状況、そして活用のされ方が違ってると思いますので、本当ので

すね、力を入れて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ちょっと課長からお聞きしたいのですが、町長からもですね、もうちょっと今度は南側のほうにも、ちょっと力を入れていくというようなことをですね、ちょっとどのように考えておるか、お聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほど課長が申し上げたとおりでありまして、南側も活性化していきたいというのは、私も思っておりますし、飲食店等々がないということもありますので、そういった形ですね、飲食店等に入っただいて、活性化できればというふうには思っております。

どういうふうなやり方をしていくかというのは、予算的な部分とかいろいろ厳しいところもありますので、どういった形がいいのかというのは、検討しながら活性化はしていきたいというふうには思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 町長も日頃から予算が厳しい、厳しいとよく言われますが、それも踏まえてですね、当然民間の活力も活用しながらですね、本当に前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、次にですね、次もちょっと観光商社の関連で、この前ちょっと観光商社の事業の内容を見せていただいたんですが、レンタサイクル事業を考えているようですね。そのですね、その事業を利用して、町と合同して斎宮地区は、平安の杜から斎宮池、そして明星地区は水池遺跡から大仏山、大淀・御糸地区は業平松、海岸線からカケチカラ、孝子女王の墓など、各遺産、名勝を含めたサイクリングコースをいくつか考え、各名所の賑わいを得るためのプランニングを、商社にコーディネートしていただき、活性していただく、このような考えはどうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 失礼します。

レンタサイクル事業についてなんですけども、これは実は平成28年にですね、日本遺産に認定された時にですね、やはりそういう日本遺産は大淀のほうまでありますので、それを結んだ事業ということで、実証実験をしてきたという経緯がございます。

その後は収益事業としてですね、立ち上げることには至ってないというのが、今の現状です。先ほど観光商社さんとのですね、事業の中にとということで、今、始まったばかりですので、数回協議はしておるわけなんですけども、私どもの考えとしましては、やはりその広域にですね、一気に広げるんじゃなくて、レンタサイクル事業を何らかの形で立ち上げるには、まず齋宮歴史博物館、そしていつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、それから交流センターというような、そういうちょっと小規模な中でですね、史跡の中を巡ってもらうというようなところから収益事業をですね、確実なものにしていって、それを今度、明星地区の水池土器製作遺跡とか、大仏山公園とか、それから大淀のですね、業平公園とかというようなところに、町内に広げていくと。

さらには、伊勢や松阪と連携してですね、観光としての広域ルートに広げていけたらなというふうに考えております。ただ、まだ商社さんとのですね、今、打ち合わせが始まったばかりですので、まだ具体的には進んでないんですけれども、まずその流れで進めていきたいというふうに考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 商社もまだできて2カ月ということで、何をやっていくか、これから商社に何を求めるかもあると思いますけども、町としてはですね、このまま事業をやりたいというのがポシャっていくというのはあれですから、当然町も協力して、サイクリングなんか、やはりマップをつくって、

コースを作らんことには、やはり実現性というのは、私なかなかできやん、ただ齋宮跡の中だけグルッと周ってもろとるだけでは、ちょっとインパクトがないんじゃないと思いますので、これですね、だんだん、だんだん地域的に広げて、まずは町内で、この辺この辺とまず名所を作って、サイクリングコースを作って、サイクリングをするコースを設定すれば、その間ですね、危ないところ、当然直していかないかんとこも出てくると思います。

その旨ですね、いろいろと研究して、今後施策のほうを進めていただきたいと思って、よろしくをお願いします。

それでは、次の提案でございますけれど、松阪市はですね、来年フルマラソンが開催されます。それに対抗するわけではないんですが、明和町にも海、平野、丘があります。そして、昨年、唯一明和町で近鉄の下をアンダーでくぐる走れる場所が、齋宮の際にできました。そこでその地形を利用して、明和町各地を利用したトライアスロン大会を企画したらどうでしょうか。

スイム1.5km、バイク40km、ラン10km、これがオリンピックでのコースですけど、この半分だけでもスプリングディスタンスといって競技が開催されております。齋宮トライアスロン大会、これも健康をテーマとして、ヘルスツーリズムの関係として、観光商社の基本点にマッチングして取り組んでもらえると思います。この考え、観光商社とともにですね、計画していただくのはどうでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

**○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 議員さんおっしゃられました近鉄のですね、踏切を渡らないで通過できるというのは、祓川を渡った通過した直ぐ下のところが橋脚で、下を通過できます。以前はなかなか水が溜まったりですね、利用できなかつたんですけども、歴史的風致維持向上計画の散策道整備でそれが実現をしました。

それでそういう北と南がですね、結ばれるということで、町の活性化、知名度を向上させる事業としてはですね、いろいろとできると思うんですけども、議員さんのおっしゃられたトライアスロンもですね、それで可能性もあ

ると思うんで、せっかくのご提案ですので、検討はしたいと思うんですけど、ただ費用面とかですね、安全面、それから人員確保とかですね、いろんなまだまだ課題もあると思います。

それで、町の体育協会とか、それから先ほども言われています明和観光商社とか、これから協議をしてで直ぐには実現はできないというか、なかなかそういうところで難しいところもあるかもわかりませんが、前向きに一度検討してみたいと思いますんで、そういうことでよろしくお願いします。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

**○8番（松本 忍）** そうですね、これは直ぐには無理やと思いますけども、当然新しい道もでき、そしてこの際ですね、民間企業も後援としていろいろ付いていただき、それも1つですね、明和町をアピールしていくという過程になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後にですね、近鉄に対しての要望を町長にお願ひしたいと思います。近鉄明星駅には広大な車庫があります。そのことにより駅の北側の住宅区域は遠回りをして踏切を渡り、電車に乗らなければなりません。また、東西の踏切の電車の入れ換えなどによって、他の踏切よりも回数時間も多く閉まっているのが現実です。

夜、松阪駅にいと、松阪止めの急行がきます。そして、明星駅に向かってその後、走っていきます。先日、明星駅で聞いたんですけども、明星の車庫には深夜5本の列車が止まっていると言ってみえました。その急行列車を利用し、夜は通行止め、朝は明星発にさせていただいたらと思ひました。時刻表の行き先だけを変えるだけですから、運行表に関係もなく簡単にできるのではないかと思ひます。大変便利になり、住みやすく利便性があり、ひいては明和町の活性化につながっていくのではないかと思ひます。

町長、近畿日本株式会社に要望してはいただけませんか。

**○議長（北岡 泰）** 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 明星の車庫に入るのに、松阪からこちらへ来ると  
いうことなので、実現すればそれは良いことだと思いますけれども、いずれ  
にしてもですね、近鉄のほうに一度話させてもらうということで、先ほどの  
ですね、斎宮駅のトイレの関係もありますので、その時にちょっと一度そう  
いう話があるということで、お伝えさせてもらいたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは、この件につきましても、町長に強く要望す  
ることによってよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、松本忍議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします、1時まで。

（午前 11時 30分）

---

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

## 7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「安心して子育てできるまちへ」、「核兵器廃絶と平和への道に向けて」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

### （7番 田邊ひとみ議員 登壇）

○7番（田邊 ひとみ） ただ今、指名にあがりました田邊ひとみでございます。

安心して子育てできる町へ、核兵器廃絶と平和の道に向けて、この2つの点について、通告に従い質問を行います。よろしくお願いいたします。

まずは子育て関連から質問を行います。

保育の無償化と待機児童等について、お伺いをいたします。

消費税10%増税を前提として、幼児教育、保育の一部を無償化する、こういう話が今、国のほうで進んでおります。無償化、これに関しましては、子どもの教育は国の責任において無償で行うべき、こういう考えの立場から歓迎という思いではございますが、これらの制度の設計において、消費税の増税を基調とする無償化では、財源の不安定さという大きな問題や低所得者に対する恩恵が少ない点があるということ。

また、国の最低基準を満たさない施設も補助対象にするなど、保育の質の低下につながる点、こういうことが問題となっております。また、無償であるなら預けたいというご家庭が増えてしまう可能性もあります。そうすると預けて働かないと暮らしが大変になるようなご家庭において、子どもを預ける先がない。こういうようなしわ寄せがいく可能性があるのではないか。こういうことも言われております。

経済評論家の荻原博子さん、この方も預けたいのに預けられない方がいるのに、預けられたほうの保育料、これを無償化すると不公平を助長することになる。また、今回の無償化で最も大きな恩恵を受けるのは、高い保育料を



払っている高所得者の世帯こうなる、このようにおっしゃっておられます。このように幾つもの問題点を抱えている無償化の法改正なんですけれども、果たしてこのままでいいのでしょうか。強い懸念を抱いております。

こちら明和町におかれましても、この無償化に対して、今、準備を進められていると思うんですけれども、それらに関していくつかお尋ねをいたしたいと思います。

まず無償化に対して、明和町の負担がどう変わるのか質問をいたします。この無償化は2019年10月分から来年の3月分は全額国費の予定となっておりますけれども、その先、2020年度から公立の保育所、幼稚園は100%市町の負担となっております。そうなった場合の明和町の負担は、どれぐらいになっていくのでしょうか。保育料がある現在との比較も合わせて教えていただきたいと思います。

また、負担が上がるという場合、どのような対処を考えられているのか、こちらもお答え願いたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** 無償化に関わっての町の負担についてのご質問ですが、現在、公立の保育所、幼稚園の保育料、給食費は、保護者からの所得に応じての負担となっております。また、町内の私立におきましても、町が定める保育料の基準に基づき、保護者からお支払いをいただいております。

今年度の10月から3月までの期間においては、3歳児以上の保育料、3歳児未満の非課税世帯の保育料、3歳児以上の年収360万円未満相当及び全所得階層の第3子以降の食材費にかかる副食費を、国が子育て支援臨時交付金により負担するという事になっておるため、今年度は町の負担が多くなるということはないと思っております。

しかし、令和2年4月以降、国からの負担措置につきましては、交付税算入により措置されるということの予定となっております。交付税での算入になると本当に必要な額がですね、満額負担してもらえるのかというのが不明瞭となってきます。また、算定の方法につきましても、国の方針の細部がい

まだ決まっておられませんもんで、町の負担がですね、どれぐらい増えるかというのが明確にお答えすることができません。

しかしながら、町の負担が増えることも大いに考えられることから、保育料の見直しも考えていかなければならないと思っております。現在の私立も含めた当町の保育料は、国の定める基準よりもかなり低く設定しています。このことも踏まえまして、来年9月の保育料の本算定に向けて、保育料等の見直し等をですね、検討していきたいというふうに考えているところです。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

**○7番（田邊 ひとみ）** ただ今ご答弁をいただきました。その中で、今年度は負担は変わらないであろうというお返事をいただきました。ですけれども、来年度以降はちょっと国の交付金がどうなるか確定をしていないということで、わからないということ。また、保育料が今後値上げということも、検討せざるを得ない可能性があるということ、答弁をいただいたと思います。

町長もお答えになられたように、交付税という形に、今後、保育料の無償化のお金が増えてくるんですけれども、これ総務省のほうもこの財源の扱いにつきましても、地方の財政計画の歳出に保育料にかかるお金を全額計上して、一般財源額を増額して確保すると。また個別団体の交付税の算定にあっても、基準財政需要額に全額算入することにより、必要な財源をしっかりと確保する。地方団体の財政運営に支障が生じないように適切に対応していくと、現段階では国のほうも言っております。

ですけれども、先ほども答弁にありましたように、財源は一般財源として一括してまとめて国から交付されるという形になると、やはり私も同じように、果たして本当に保育や幼児教育に対しての必要な額が入ってくるんだろうか。また仮に入ってきたとしても、こちら明和町は皆さんもご存知のように、財源がかなり厳しいという中で、どこにどういうふうにお金を使われて

いくか、こういうことの駆け引きっていうんですか、いろいろな考え次第で、いろいろ変更もされるのではないかと、こういう心配もしております。

やっぱり世間で言われておりますように、お金は色が付いておりませんので、どこにどういうふうに使われていくかということに対しての不安というのを、明和町の皆さんもかなりおっしゃられております。

予算が足りないようになって、保育の質が落ちてしまうんじゃないか、また先ほど言われたように、保育料が高くなるんじゃないか。また、きっちり入ったとしても、今、以上に保育の充実ということを求める声も、現段階としては私の方の耳にもたくさん入ってきております。こういうことも踏まえまして、予算の質も向上していただきたいということもありますし、町民の皆さんの声もしっかり受け止めるという形で、不安を解消するというところで、責任ある幼児教育・保育を進めていただきたい、こういうふうに思うんですけれども、このことに対して、答弁を願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほども申し上げましたけれども、交付税への算入になりますと、本当に必要な額がくるかどうかは、本当に不明確になるんですけれども、そういったことから国から負担額は減るかもしれませんが、当町といたしましては、保育に必要な予算をですね、しっかりと確保いたしまして、保育の質を落すことなく、保育、幼児教育を進めていきたいと考えているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 保育の質の確保というところでは、しっかりと答弁をいただきました。ですけれども、先ほど町長が言われましたように、保育料のほうですけれども、よその市町と比べて、安めの今現在、設定。そういう努力をされている。これは本当に高く評価していきたいと思えます。そういう努力を、今後も是非とも続けていただきたい。国の算定とい

うことに対してもなんですけれども、保育料の値上げは極力抑えていく、負担を減らしていく、また、そういうことに対して国にしっかり声をあげていく、こういうことを求めたいと思うんですけれども、それに対してのちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 保育料につきましては、先ほど申し上げた国の基準に比べてということなんですけれども、近隣と比べても安い部分もあろうかと思えますけれども、所得段階に応じてですね、安いところと高いところというのがあるかもわかりませんが、当然国の基準だけでなくでですね、近隣市町の動向も踏まえた中での改定を考えていきたいと思えます。

ですので、極力ですね、なんていうんですかね、明和町だけ突出して高くなるか、そういうことは考えておりませんので、近隣を見た中で考えていきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 近隣市町の状況も考慮して、ということなんですけれども、やっぱり保育に対しての努力の姿勢というんは、引き続きお願いしたいと思えますし、住民負担を軽くするという、そういうことの視点でもしっかりと今後とも取り組みをしていただきたいと思います。これは要望として言っておきます。

続きまして、保育の加減で続いての質問を行います。今、私立や企業の主導型、保育ママ、認可外の保育施設等、保育施設にはいろいろな形があります。それぞれ良いところ、そうでないところ、いろんなことを含めて保育事業が進められている、それが今の日本の現状でございます。

その中で公立の幼児教育や保育の施設というものは、保育の水準を定めるにあたって、大きな責任と役割を担っております。子どもたちが健やかに安心して日々を過ごすことができる公立の施設があること。公的な立場で基準

をしっかり作り守っていく、このことが子どもの成長を守るためには、絶対に欠かせないことだと、私は考えております。

保護者のニーズに合わせた保育サービスを公的な立場から率先して行い、保育の水準を高く保つ役割を果たす事例もございます。名古屋市の例では、困難な問題を抱えたご家庭の子どもさんを、朝迎えにいく登園シーンや朝食支援、このようなことを行っていると聞いております。

また、民間では職員が給与計算などのさまざまな仕事をしなければならない。こういうケースもあるんですけども、公立ではそういうことはなくて、保育や教育の現場全体がよく見えて、子どもさんに対する支援が十分できるようになっていると、こういう事例も聞いております。

今後、無償化を進めていく上で、公立の施設、国の交付金の関係もありますけれども、財政負担が大きくなってしまふからと、公立を廃止する方向にもっていかれるのではないかと、こういう不安の声が今全国であがっております。

将来的に明和町でも全て民営化になってしまうのではないかと、大変心配もしております。公立の施設を維持することこそが、子育て支援の大きな要でございます。こちら明和町では今後、公立の保育や幼児教育に対して、どのように考えていかれるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** 昨年、平成30年度になりますけれども、適正な集団保育、教育の実現、そしてまた園児数の減少の対策、そして津波対策からなりひら保育所、双葉幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の3園を閉園したところです。

今後は園児数の推移、そしてまた施設状況を確認しながら、また国のこども園化推進の動きが多くみられますので、その情勢・状況をしっかり注視しながら、現有の公立幼稚園をどうしていくか検討を行っていきます。ただし、今、議員も心配していただいておりますように、公立を0にする考え、なくしていく考えは現在のところございません。今後は公立の良さ、大切さもあり、ニーズも大きいことから、そして待機児童を出さないためにも、官民

良好な関係、連携を図りつつ保育教育を推進し、小学校へつなげるべく就学前教育の充実を図ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 公設でも今後も引き続き取り組んでいっていただくというところで、やはり公の力というのがないと、いろいろなもの基準とかそういうのが、どんどんどんどん崩されていくということ。今、国のほうでも、今回は関係ないんですけどもね、学童保育とかそういうものの基準が、どんどん、どんどん緩和されていくとか、そういう部分もつい先月かそのぐらいに国会のほうで、審議もされて通っていったとか、そういうことでやはり基準、教育、保育の基準というのが、どんどん変わっていくという中で、やはり公的なものがその水準をしっかりと守るといふ、その責任というのは、本当に大切だと思っております。是非とも明和町でも、そういう部分をしっかりと堅持していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問にいきたいと思います。

保育料以外の主食や行事などの諸経費、いわゆる隠れ保育料、これが発生する問題について聞きたいと思っております。保護者から実費徴収を行っている食材費、副食費、制服代等、これらは無償化の対象から除くことが原則と、国のほうは言っているんですが、どうなんでしょうか。

給食や行事ごとに実費徴収が発生する、いわゆる隠れ保育料、これが所得に関わらず一律に負担を求められるのであれば、多子世帯、子どもさんがたくさんある世帯や低所得の世帯の負担が重くなる可能性がございます。保育の無償化により低所得者世帯、お子さんがたくさんある世帯には、現在の保育料より負担が大きくなる、こういうことはこちら明和町では起きないでしょうか。

隠れ保育料の実態、そしてまたそれらに対する対応は、どのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。子ども保育料以外での費用についてですが、保育料が無償化になりましても、幼稚園での生活保護世帯以外の食材費や幼稚園、保育所で個々に使用する教材費、制服代、それから遠足代等は現在と変わりなく実費徴収いたします。

公立の場合ですけれども、保育用品としまして、連絡ノートや園児服、通園カバンなど、また遠足費や写真代など実費徴収額は、遠足がない0歳から2歳までは年間4,000円程度です。それから、3歳から5歳児では、年間1万4,000円程度で必要で、新入園の場合、園児服やカバン代が3,000円程度、別途必要となっています。また、給食費は幼稚園で額3,800円の徴収を行っています。保育所につきましては、現在、給食費を含めて保育料として徴収しているため、これから給食費の徴収基準を検討し、9月議会においてお示しする考えでございます。

ただ、給食費につきましては、国からの案では、3歳児以上の給食費のうち副食代を年収360万円未満相当の世帯を対象に無償とする計画となっています。国の方針を踏まえ徴収する額及び徴収階層を9月にお示しさせていただきたいと考えております。

現在の保育料より負担が大きくなることはないかということなんですけれども、給食費の負担がありますので、その給食費の算定におきまして、国が示す副食代の確定を持ってですね、低所得者等のもので、負担に配慮した検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 特に負担が今以上、増えるということは、今のところちょっとわからないというか、給食費に関しては9月に検討するということで、それ以外の教材費等というものが、低所得世帯とか子どもさんの多い世帯で負担が大きくなってしまおうとか、今現在、払っているよ

り多くなるということは考えられないということで、よろしいのでしょうか。ちょっとそこだけ確認をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 今現在、ほかの教材費、制服代等ですね、現在の徴収と今までと変わらない形になりますので、その負担が大きくなるということはないと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今、保育料なんかその所得に応じてということになっていると思うんですけども、所得が多い方でたくさん払っている方と、所得が少なく、こういう実費だけ払っている方との差額で、ちょっとしたら負担が大きく、ウェートが大きくなるのではないかという、そういう心配もしているんです、実費徴収。そういう部分に対して、少しでも食材費とか、そういうのは今度9月に検討されるということを聞いているんですけども、こういう隠れ保育料ということに対しての補助とか減免とか、そういうふうなことの考えというのは、今現在お持ちでしょうか。ちょっとそれだけお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 今現在のところ、やっぱり9月というか、国の示す副食代の価格とかですね、見ながらですね、その状況に応じて検討はしていきたいんですけども、今のところは補助を出すという考えは、今のところございません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） わかりました。でしたら消費税の動向というのも、まだ不確実な部分もありますので、どうかなるかというのわからないんで



すけれども、9月の時点でいろいろ確定する時に、負担が大きくなるような部分があるのであれば、それを少しでも負担軽減していただくという、そういう方向性をちょっと検討していただきたいと思います。これは要望としてお願いをいたします。

続きましての質問となります。保育の無償化、これを進めていく場合には、先ほども言いましたけれども、高い保育料に苦しむ世帯の軽減策や待機児童の問題、保育士の賃金のアップや処遇改善、保育の質を上げるために、十分な財源を投入することなど、まだまだやらなければならないこと、解決せねばならないことが山積みとなっております。

最初にも言いましたけれども、この制度の改正の中身には、保育の質が取り崩されてしまうという心配な材料がいくつも存在しております。町長のほうからも保育の質というものは、しっかりと担保してやっていくというような答弁もいただいておりますけれども、やはり心配はつきません。そういう中で、明和町では今回の無償化に対して施設や保護者、子どもたちが困らないように準備がきちんに行われているのか、そういうこともちょっと心配しております。

質問ですけれども、無償化に対して現実に即した環境整備がどこまでされているのか、町職員や保育の現場、また保護者も交えた議論、こういうものがされているのか。されているのであれば、どこまでされているのか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） すいません。無償化により3歳児以上での預かり保育などの利用者数の増加が考えられると思います。10月以降の利用状況を見ましてですね、職員配置などにより保育の質を下げることなく、保育の環境整備が必要と考えております。

このため保育現場のほうにはですね、園長会を通じて制度の説明をしっかりと行ってあります。また、保護者へは国の制度の詳細が決まりましたら、無料化の事前周知を丁寧に行い、10月からの無償化に向けてですね、円滑に進

めたいと考えております。以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 職員が保育の現場の側ではいろいろある程度議論とか、そういうのもされているということですけど、保護者に対してはまだだという認識で受けとらせていただきます。

やはり子どもさんを預ける親御さんというんは、やっぱりわが子を預ける、そういう場での環境というのは、もの凄く気になると思うんです。そういう部分で今回の無償化に対して、いろんなトラブルがないというんが一番いいことだと思うんですけれども、そういうことのないように、はっきりと確定をしましたら周知をして、また保護者の皆さんのご意見もしっかり伺っていただくということ、こういうことを求めていきたいと思います。

続きましての質問なんですけれども、教育の無償化に対しましては、高等教育のほうも含めて無償化を進めるという国の動きもございますが、先だって、先週なんですけれども、津市のほうで元文部科学省の事務次官をされていた前川喜平さん、その方の講演会がございまして、私もお話を伺ってまいりました。

この前川さんなんですけれども、無償化を含めた教育と自治というテーマでお話をされて、それ以前にも新聞のコラムの記事とか、そういうところで、このようなお話をされていらっしゃいます。

教育の無償化とは本来全員が無償で教育を受けられるようにすることだ。それは学習権を保障することであり、その大前提として全員に確実に教育機会が保障されていなければならない。ならば一律無償化よりも前に、待機児童の解消を行わなければならないのは理の当然というものだと、こういうふうにお話されております。

これは待機児童問題、これを解消せずに無償化ばかりを推し進める国のやり方に対する警鐘だと私も考えております。先にお話を出させていただいた

荻原さんも、施設整備、こういうことをまず最初にやるべきだとおっしゃっておられます。十分な環境を整え、教育の機会を保障する、待機児童が出ないようにする、こういうことが大切ではないのでしょうか。

そこで待機児童について、質問を行います。明和町での現在の待機児童の現状はいかがでしょうか。普通に言われている待機児童と合わせて、隠れ待機児童というものがございます。上の子と下の子を同じところに入れたいとか、通勤に便利なところを希望する。そのようなケースが、希望が叶わない、こういうことで利用を変更するとか、利用を諦める、こういうことを隠れ待機児童というんですけれども、こういうことも合わせて、今の現状を教えてください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 昨年10月の初めから月末までの1カ月間で、今年度の入所希望をいたしました。入所申込児童に対し、待機児童を出さずに対応できましたが、11月以降の受付において、0歳児から2歳児で23名あり、その内訳は、0歳児は11名、1歳児が6名、2歳児が6名でした。そのうち自己の理由で、育休希望延長や転出による辞退が9名、それから第1希望でなかったための辞退が5名、それと兄弟での別々の入所による辞退が5名でした。

この第1希望でなかった5名と、兄弟別々の入所による5名、計10名が議員のおっしゃる隠れ待機児童にあたると思います。辞退されたお子さんは、保護者の職場の保育施設への入所や育休延長などで対応していると伺っております。

それで、現在4名が8月から3月の間での入所申込みがあり、入所希望月に近づいたら入所審査を行い、決定いたしますという状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） やはりいろいろな事情で募集時期に申し込めずに、

それでもやはり働く保護者の方というのは、どうしても子どもを預けないと仕事を続けられないと、本当に大きな現状のある中で、そういうことも起こってきているんだと思うんですけれども、私も現実として娘の友人だったんですけれども、0歳児で定員が一杯だったために入れなくて、他の市町の保育施設に入所というようなことを、せざるを得なかったという話も聞いております。

特に低い年齢での子どもさんの入所状況と、これから改善もお願いしたいんですけれども、そこら辺に対してのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。今の状況としましてですね、低年齢児、0歳児から2歳児の状況としまして、受入可能がどうかなんですけれども、町全体で現在0歳児が3名、1歳児で7名、2歳児で3名の受け入れができます。ただ、希望する園には入所することができないかもわかりませんけれども、現在、受け入れすることはできる状況になっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 現段階では入所受け入れ可能な人数があるということで、こういうことをやっぱり年間通して受け入れできるような状況というのを今後つくっていただきたいと思います。やはり働く親御さんの本当に、子どもがおなかに入っている段階から、次、自分が働く時にどうしようか、どうしようと、これ本当に現実的に本当に大変親御さんのプレッシャーになっているし、悩みになっているんです。

そういうのを私もいろいろと現実聞いておりますので、是非とも検討をしていただきたいと思います。それに関しまして、1点ちょっとお聞きをしたいんですけれども、先ほども言いましたように、ちょうど募集の時期に、子どもさんをちょうどいい月齢で出産するとか、そういうのは人間の体とし

て、到底無理なことをございます。

また、先ほどの話にもありましたように、他の市町からの転入で急ぎ保育所への入所、こういうことを希望されることもございます。それに対してできるだけ希望に沿うように、行政側は取り組んでいただくということで、ある自治体では、赤ちゃんがおなかに妊娠された時に、母子手帳を交付されますけれども、その時にいろいろと妊婦さんの体調等、書類に記入していただくということなんですけれども、その際に、合わせてアンケートの実施をして、その中で子どもさんの保育施設の利用を希望するかどうか、出産前後の仕事復帰と合わせてのアンケートを取って、ニーズを把握して、可能な限り希望に沿うような体制を整えている、そういう自治体をございます。

質問を行います。明和町でもこういうような取り組み、今現在進めているんでしょうか。もしされていらっしやらないようでしたら、明和町でもこういう母子手帳の交付時に、省令で定められた項目以外の独自の項目を設けていただいて、希望に沿える体制づくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

**○こども課長（西村 正樹）** 保育所受け入れの取り組みの質問にお答えいたします。明和町では母子手帳の交付時や、またお子さんが生まれてからの赤ちゃん訪問ごとに、保育所、幼稚園の入園案内やファミリーサポートセンターの案内、子育て支援センターの利用などのお知らせをしております。

母子手帳の交付や赤ちゃん訪問などでこまめなお知らせから、保育所入所等の問い合わせが、こども課のほうにあり、状況を確認しております。ただ、保育所受入人数につきましては、保育を安全に確保するために、保育士の人数や施設規模によって決まってきます。単年度に入所予定及び転入・転出の予測のつかない不確定の人数では、保育士の募集や施設改善は難しいため、長期的な状況を推計する中で、体制づくりを今、進めております。以上です。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番(田邊 ひとみ) 長期的な推移ということで、今も赤ちゃん訪問や手帳交付時に、相談等で周知とか、保護者の方にも言っているということで、是非ともそういうことを、もうちょっとしっかりしていただいて、なるべくニーズを把握していただいて、対応していただくように、これも要望として言わせていただきます。

こういうことも全て含めまして、より万全な対策を進めていただきたいと思います。若い子育て世代の人が安心して生活できる環境をしっかりとつくって欲しいと、こういうことを強く求めたいと思います。安心して子育てできる環境、子どもさんが安心して過ごし、そして学べる環境、これをつくっていくことが、とても大切でございます。また保育の現場で働く人の処遇改善、私たち日本共産党は、国の責任でそういう皆さんのお給料をアップすること、こういうことも提案をしております。保育や幼児教育の実践、質を高めていく施策や環境の整備、働く人の処遇改善、地域の幼児教育の質を高めることに対して、責任を持つのが町であり町長の仕事だと私は考えております。

保育や幼児教育の環境が整って質が向上して、本当に満足のいく子育て支援ができれば、その話を聞いた若い世代の皆さんの転入が今後増えていくかもしれません。明和町のさらなる発展を願うためにも、より万全な対応を進めて、若い子育て世代の人が安心して生活できる環境をしっかりとつくっていただきたい。このことを強く求めて次の質問に入ります。

続いての質問は、核兵器廃絶と平和への道に向けて、こちらの質問を行います。

2017年7月7日、広島・長崎の被爆者や住民の皆さんの声を力に、核兵器禁止条約が国連で採択をされました。核兵器のない世界に向けた、歴史的第一歩が始まっております。122カ国の圧倒的多数の賛成、そしてノーベル平和賞に101カ国にまたがるNGOの連合体、核兵器廃絶国際キャンペーン、アイキャンが選ばれております。

毎年、広島・長崎で開催される原水爆禁止世界大会や全国各地で開かれる平和のイベント、核兵器廃絶を求める署名運動など、被爆者をはじめとした地道な市民運動と、世界中の核兵器廃絶を求める市民社会との草の根の運動が大きく広がっており、また圧倒的多数の各国の政府の共同の力、その努力が世界を今、大きく動かしております。

世界の3分の2を超える国々や市民社会が禁止条約を支持して、条約の早期発効を求めています。でも、残念なところに唯一の被爆国である日本の政府は禁止条約支持をしておりません。条約の批准、拒否をしております。このことに対し、今、全国の自治体から、これを变えるようにとの声が上がってきております。

明和町も非核平和都市宣言を行っております。本町の町長として、今の政府の姿勢をどのように思われていらっしゃるでしょうか。また、前の中井町長、今、全国で行われている国際被爆者署名、こちらに率先して署名を行っております。たぶんこちら明和町にも、署名用紙を送付されていると思うんですけども、世古口町長もこの被爆者署名に賛同をいただけるでしょうか。このことも踏まえて、核兵器廃絶に対してのお考えをお示してください。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** 核兵器禁止条約をめぐる日本政府の姿勢への見解でございますが、核拡散防止条約からさらに一步を踏み出し、核兵器の完全な廃絶を求めていることは、大変意義深いことだというふうに認識を持っております。

そして、条約につきましては、批准される方向で進んでいってほしいというふうに私も思っておりますけれども、判断につきましてはですね、政府がされるものだというふうに思っているところです。

それから、お話の中にございました、被爆者国際署名につきましては、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、全ての国民に求める内容となっております。ご提案のありました署名につきましては、もう既に先日署名させていただいたところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 被爆者署名は署名していただいたということで、ご協力ありがとうございます。また核廃絶に対しては、国の方針、これをなかなか語るというのは難しいし、進めるというのは大変難しいことだと思うんですけども、やはり地道に声をあげていくということ、大切だと思いますので、これからは是非ともその方向で、いろいろと運動を進めていただきたいと思います。

来年2020年は被爆から75年の年となります。被爆者の声に応える政治の実現が求められております。是非ともこちら明和町から非核平和の声、大きく広げていただきたいと思います。

そのために、町をあげて国に対して働きかけを求めたいと思うんですけども、核兵器禁止条約の批准、平和に対してそれを進めるためにも、何か具体的な行動をしていただきたいと思うんですけども、そういうようなことはお考えになっていないでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 核兵器廃絶につきましては、国家間に取り組むべき重要な課題であり、世界人類の共通の願いであると考えております。我が国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた、国際社会の核軍縮、不拡散の取り組みを主導する必要があると考えております。

政府においては、批准について考えていただきたいと思いますと思っておりますし、より多くの国に核廃絶に向けた条約の批准に賛同を得られるよう、説得と努力を重ねていってほしいと考えております。しかしながら、ご質問の具体的な行動につきましては、社会情勢や政治情勢を考慮する中で、慎重に対応していくべきだというふうにも考えているところであります。

ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。



再質問はございますか。

田邊議員。

**○7番（田邊 ひとみ）** 慎重かつ大胆に平和の運動ですので、努めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。今年も原水爆禁止の国民平和大行進、これが行われております。今年には2020年被爆75年へ非核平和の日本、核兵器のない世界のために協働し、共に歩こうというスローガンです。この行進は1958年6月、被爆地広島から東京に向けた行進として始まりました。

歩くという誰でもできる行動で、原水爆禁止の願いをします平和行進は、沿道の市民の共感を広げ、数十万人が行進に加わりました。それ以来56年間、雨の日も風の日も、夏の暑さの中も休まず続けられる行動は、世界にも類を見ておりません。

今では全国都道府県の8割を超える自治体を通り、毎年約10万人が参加しております。核兵器のない世界を願う人なら誰でも参加ができます。今年には6月12日、明日こちらの明和町をこの行進が通過する予定でございます。私も仕事などで参加できないことのほうが多いんですけども、時間の許す時は行進に参加をしております。こちら明和町でも、毎年公務がお忙しい中、町長さん、議長さんにおかれましては、お出かけいただきまして、行進の参加者に挨拶を続けておられます。今後とも核兵器廃絶と平和を願う、その思いを是非とも継続していただきたいと願います。

お尋ねをいたします。世古口町長の平和行進に対する思いは、いかがなものでしょうか。またこの行進、大きく町民の皆さんに周知して、広めていただきたいと思うんですけども、このことについてのお考えをお聞かせください。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（世古口 哲哉）** お話にもありますけども、明日の12日、正午ごろにですね、原水爆禁止国民平和大行進の皆さんがですね、明和町にお立ち寄りいただきます。私も北岡議長と共にですね、ご挨拶に駆けつけるようにい

たしているところです。平和大行進に参加の皆様におかれましては、長い距離をですね、原水爆禁止を訴え行進されるわけですが、体調にはですね、十分にお気をつけていただいて、目的を達成していただきたいというふうに思っておるところです。

核兵器のない世界の実現は、恒久平和の実現にもつながるものであり、人類共通の課題であると認識しております。核兵器のない社会の実現に向けて訴えていくことは、重要であると考えておりますけども、ご質問のありました平和行進の町民の皆様への周知につきましては、やはり実施団体においてお願いしたいというふうに思っておるところであります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。核兵器廃絶の思いというのをやはり皆さん込めて歩いていらっしゃいます。今回のこのルートは、本当に通しで初めから最後の、今年広島・長崎どちらでしたか、最後まで歩かれる通しの方も、今回、明和町のルートの中には入っておられます。そういう方たちの思いをしっかりと受け止めて、これからも行っていただきたいと思えます。

続きまして、こちら明和町でもさまざまな平和事業を行われております。パネル展示や平和大会への子どもたちの参加等、いろいろとございますが、これらの事業について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） パネル展示につきまして、毎年、夏に原子爆弾がもたらした悲劇、戦争の悲惨さ、戦争の残した教訓から平和の尊さを伝えることを目的とし、原爆展と題し展示を行ってきました。

今年度におきましても、中央公民館ロビーで、8月1日から15日までの間、展示を行います。また、5年目となります平和大会への参加は、戦争当時の記憶や平和の尊さを感じる心が薄れつつある中、次世代を担う若い世代への

平和の伝承の重要性から、平和啓発推進事業を推進するにあたり、世界平和を願って小学校、中学校等から祈りを込めた折り鶴を持って、非核平和を宣言する町の代表として、明和中学校生徒6名が、8月6日に広島平和祈念式典に参列し、世界各国へ恒久平和への願いを発信いたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

さまざまな活動をされておられるということで、こういう事業、これからも継続をお願いしたいと思います。特に中学生の広島への派遣なんですけれども、今、6名ということで、これ予算も絡むことなんですけれども、こういう子どもさんたちの人数を増やしていただきたいと思います。これは要望として言っておきます。

今や戦争体験者の方、高齢となられまして、なかなか語り部ということも、人数も少なくなってきました。戦争の実体験、これを耳にする機会も少なくなってきました。戦争の現実を知らぬままに、テレビやゲーム、物語の架空の戦争を現実と錯覚して、戦争の悲惨さや理不尽さ、命の大切さへの思いが希薄になってしまう。そのことへの心配が尽きません。

戦争の歴史を学ぶ、命の大切さを学ぶ、その機会を1つでも多くしていく。そのためにもパネル展示の住民への周知、それで先ほども言いました平和大会への子どもの参加人数を増やす、そのほかにも新たな平和運動の取り組みを大きく広げていただきたいと思います。このことが核兵器廃絶、平和な未来への大きな道筋になると考えております。

私、先だって回覧で回ってまいりました、明和中だより5月号、これを拝見いたしました。憲法記念日に寄せて、学校で学ぶ憲法についての記事に、いたく感銘を受けました。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の日本国憲法の三原則をメインに、憲法の草案をつくった女性ベアテ・シロタ・ゴードンさんを紹介し、女性の権利と平和を求める彼女の活動が記されておま

した。

この明和中だよりを読んだ、ある町民の方が、明和中って凄いな、こういう記事をしっかりと書ける教育って、本当に大切。これからもしっかりとこのような教育を続けて行って欲しい。このように私の家まで来て、お話をされていきました。私も同じ思いであります。

戦争を通じて、人権と平和を願い続けてきたベアテさんの思い、平和憲法の思いは、今も多くの人の活動として受け継がれております。平和教育は大切だと考えます。平和を守るためには、人の権利も当然尊重される世の中にしていく必要がございます。このことを実感すると同時に、平和と人権、これを守り抜くためにも、町長を先頭に全町をあげて、平和教育に取り組んで行っていただきたいと願っております。

これらについて答弁を求めます。

**○議長（北岡 泰）** 田邊議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** 先ほどは本当に学校だよりのご紹介をいただきまして、大変嬉しく思います。また中学校の校長にも伝えたいと思いますし、子どもたちのその成長を、そういう形で認めていただけることを大変嬉しく思っております。

その中で、平和教育というふうな観点なんですけども、平和社会実現を目指すまちづくり、それに貢献する人づくりを目指し、明和町においては先ほど課長のほうが説明しましたけれども、パネル展示や広島平和祈念式典への中学生の派遣、そしてまた戦没者追悼式において、より多くの町民の皆さんに命の大切さを伝えるとともに、平和について考える場を提供し、平和の尊さ、恒久平和を祈念する事業に取り組んでおります。

また、学校教育の中では平和教育、それはやはり命を大切にする教育、それは人権教育なんだという捉えで、学校教育は推進しているところでございます。その中で、学校では学校教育全ての教科、そして領域におきまして、その基盤には人権教育があることを前提に教育活動を、ずっと推進してきております。

こうして学校教育、そしてまた地域における社会教育を通じて取り組むことで、今後もより一層命を大切にした教育、そして人権教育を推進していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

今の社会、本当にいろいろな情報がある中で、それをしっかりと自分で捉えて考えて、そして判断をしていく。そういう力を育てていくということ、やっぱりこれが教育に大切だと思います。そういう子どもたち、しっかりとしたことを自分の中で持って、大人となって社会人となって、実戦をしていく。そういう子どもたちに育てていただきますよう、このことも要望していきたいと思います。

そして、このことを全て含めまして、核兵器のない世界、平和な世界、これを実現すること。これが本当に今、世界の大きな流れとなっております。核兵器禁止条約、これを実行性のあるものにするためには、この条約の交渉会議に最後まで参加しなかった核保有国と、その傘の下にある国々を含め、全ての国が条約を締結しなければいけないと思います。

この地球上から核兵器を無くすために、みんなが力を併せて、取り組んでいくことが大切でございます。核兵器禁止条約にこれまで調印した国は、70カ国、4月11日現在ですけれども、そして、23カ国が批准をしております。核兵器の禁止条約、50カ国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから、90日後に発効をいたします。日本もしっかりと批准をすること、そして1日も早い条約の発効を望みます。世界の核兵器、今でも本当にたくさんございます。それらが絶対に使用されることがないように、そして、1日も早く廃絶されますように、これからも皆さんと一緒に草の根運動を続けていきたいと考えております。

是非、明和町でも核兵器廃絶に向けて、大きな力となっていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございます。

ございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

---

### 13番 江 京子 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「指定管理者のあり方について」の1点であります。

江京子議員、登壇を願います。

#### （13番 江 京子議員 登壇）

○13番（江 京子） よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は指定管理者の制度のあり方についての1点の質問です。

指定管理者制度とは、2003年、平成15年9月に地方自治法の改正があり、それにより指定管理者制度という新しい制度が導入されました。この制度は公の施設の管理運営に民間の優れた技術力や経営のノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を図ることを目的としています。

1つ目の質問をさせていただきます。

指定管理者制度の現状と課題について、明和町は指定管理者制度を導入し、現在、施設の管理運営をしてもらっています。その施設は国史跡齋宮跡、明和の里、明和町総合体育館、明和町ふるさと会館の4箇所です。

この制度が始まって15年が過ぎ、初めは管理期間が3年でしたが、今は管理機関が5年に延長されているようです。私が気になっているのは、この制度の活用がコストの削減に偏ったものになっていないか。また管理者におまかせになっていないかということです。

あくまでも住民サービスの向上につながらなくてははいけません。現在の各施設の現状と課題をお答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ご質問いただきました指定管理の現状について、お答えさせていただきます

明和の里につきましては、平成29年度から5年間、社会福祉法人明和町社会福祉協議会に年間150万円で、ふるさと会館につきましては、平成27年度から5年間、リブネット・イセット共同事業体に年間2,184万円で、総合体育館等体育施設につきましては、平成28年度から5年間、明和町体育協会に年間2,300万円で、いつきのみや歴史体験館につきましては、平成29年度から3年間、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会に、年間4,571万5,000円で、それぞれ施設管理運営業務委託を行っています。

なお、それぞれの指定管理の課題等につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 明和の里につきましては、明和町の社会福祉協議会で指定管理をやっていただいておりますが、現在まで適切な管理に努めていただいております、安定的な運営も行ってあって、特に大きな課題というのはないというような状態でございます。

○議長（北岡 泰） 齋宮跡文化・観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 失礼します。齋宮跡文化・観光課のほうですね、指定管理をお願いしているものにつきましては、県のほうから無償でお借りしております、いつきのみや歴史体験館、それから平安の杜、それと町の施設がありましたいつき茶屋と、それから、地域交流センターがございます。

それで、なかなか文化施設ということですので、管理等のですね、いろいろと調整はしているんですけども、収益につながるものというのが、なかなか少ないというところが、課題として今、考えております。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○**教育総務課長（西尾 仁志）** 指定管理制度の中で、まず1つ目、教育総務課といたしまして、ふるさと会館につきましてですね、リブネット・イセツト共同事業体をお願いしておるところでございますけれども、こちらにつきまして、リブネット・イセツト共同の事業ということで、それぞれハード部分につきましては、イセツト、ソフト部分についてはリブネットといった形で、お願いしております、現在ソフト部分につきましてもですね、いろいろ知恵を出していただいて、使っていただいている方にも評判となっております。文化祭につきましても、本を無償で譲渡といったことなど、いろいろ知恵を出していただいて、事業をしていただいております。

総合体育館の体育施設につきましては、明和町の体育協会をお願いしておりますところでございますけれども、こちらにつきましては、建物自体はもう30年近く、古くなってきましたけれども、しっかりと管理をしていただいております。

それらの部分につきましても、事業委託といった中でですね、委託をしてもらっておる中でですね、これは基本的ソフト部門ではございますけれども、こちらにつきましても、いろいろ知恵を出していただいて、町民の方々の生涯学習的な体育、健康についてもですね、配慮していただいているような状況でございます。

以上です。

○**議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○**13番（江 京子）** 今の現状を聞かせていただきまして、今回は特に気になっている国史跡齋宮跡と明和の里の指定管理について、お聞きしたいと思います。

まず、国史跡齋宮跡の指定管理について、お聞きします。齋宮跡が史跡に指定されて40年、地権者の方々のご尽力をはじめ、たくさんの方々の協力が



あって、今日の齋宮跡があります。ただ、あまりにも広大な面積と、多くの建物の維持管理、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会を指定管理者にしたといえども、全てお任せではいけないと思います。

指定管理を受けた側も任せた側も、それなりに約束事をもって決まったものだと思いますが、どのような約束事をされているのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） この公の施設につきましては、県から無償で借りております施設、いつきのみや歴史体験館、それから10分の1模型については、いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例、規則の中で決めておりますし、それからいつき茶屋、それから地域交流センターにつきましても、設置管理条例においてですね、目的、それから管理者への管理、使用料などを決めております。

また、国史跡、財団法人のほうとしては、指定管理を決めた段階で、協定書を結びまして、基本方針や業務の範囲、管理の物件とか、管理料などさまざまなことを約束を決めております。

業務の内容につきましては施設の利用許可に関する事とか、それから施設及び設備の維持管理に関する事。史跡案内、見学者対策に関する事、齋宮跡にかかる体験学習事業の実施に関する事等をですね、決めております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 国史跡齋宮跡につきましては、本当に建物がどんどん建っていきまして、平成11年に県から無料で借りている、いつきのみや歴史体験館と歴史ロマン広場、史跡10分の1の模型の指定管理が始まりました。

平成15年には、国史跡齋宮跡無料休憩所、平成27年には日本遺産に祈る皇女齋王のみやこ齋宮が認定され、同年、さいくう平安の杜がオープンしまし

た。その後、平成28年にはいつきのみや地域交流センターの完成ということで、管理をする面積と建物が以前の2倍ほどに増えたのではないかと考えております。

私は以前の質問の中でも、明和町でお金を儲けてもよい団体はどこなのかとお聞きしたことがあります。確かその時の答弁では、行政以外の団体ならどこでも、とお聞きしたように覚えています。

また、1年前の質問では、明和町の宝は生かしているだろうかというお尋ねをしています。やはり国史跡齋宮跡を指定管理にした以上、まずは明和町住民へのサービスの向上ではないでしょうか。いろいろな催しに参加しても、住民の参加は多いとは言えません。地元齋宮の方でさえ、あまり関心のない方もみえます。原因はどこにあるのでしょうか。この広大な国史跡齋宮跡が、住民の方たちと気持ち的に離れているというように、私は感じてしまいます。

お話を聞くと、齋宮跡は規制が厳しくて、金儲けもできん場所や、建物が建つたび金がかかるだけやおっしゃる方もみえます。事実、議会の研修でお邪魔したところでも、整備をすれば維持管理がかかると話してくれ、きちんとした整備は見送っているという担当者さんのお話もありました。

でも、国史跡齋宮跡は平成21年、明和町歴史的風致維持向上計画の認定を受け、さらに整備が進みました。

お聞きします。このように整備が進んでいく中で、指定管理者側とはどのような意見交換をされているのでしょうか。どんどん建物が建っていき、特に交流センターなど、私が思うには、申し訳ないけど、町が利用しやすい建物を建てただけというような感じがします。町の建物であるというので、町が利用する時の利用料は、支払われていないと思います。

これがもっとも民間の方への貸出が多ければ、この交流センターはお金が儲けられる場所ではないかとも思っています。その中でこの指定管理者との話し合いというのは、どんなふうの日頃、設けられているのか教えてください。

**○議長（北岡 泰）** 江議員の質問に対する答弁、齋宮跡文化・観光課長。

**○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 齋宮跡地内にある公の施設につきましては、まず施設を建てている時の、やはり史跡齋宮跡の保存を行い、文化財を活用して、後世に引き継ぐというのが目的でございます。

この活用方法について、保存に支障があるもの、それからまた補助事業で建てたものにつきましては、目的外使用等の制限があるということで、文化庁等の国の機関との調整も必要があり、認めていただけてないという部分もあります。

ただ、運用面で可能な部分については、相談しながら進めております。

先ほどの地域交流センター等ですね、利用につきましては、公のですね、役場の使うのは無料というお話もありましたけど、やはり指定管理でお願いしていて、齋宮跡の保存の目的ということについては、やはり無料でお願いしておるということですけど、いろんなもう少しつきのみや歴史体験館とか違って、地域交流センターということですので、幅広い使い方ができるように考えております。

ですので、指定管理者さんとですね、協議をしながら昨年交流センターのですね、平安の杜の使用料の改正も行ってまいりました。ただ、施設についてはそうなんですけど、観光振興についてのですね、イベントとかですね、啓発等につきましては、また違った形で委託をお願いしたりとかですね、連携の協力をさせていただいているということでございます。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

**○13番（江 京子）** 本当に体験館にしても、入場料もとらないで無料ということで、これはしょうがないと思うんですが、この交流館と平安の杜に関しては、以前もやはり住民へのサービスということで、住民は割引があるとか、会員制にするとかいうのも、お話をさせていただいたと思います。

住民さんが使おうと思うには、利用料としてはやっぱり高いなというふうに思います。でも、この間、友だちで企業の方が研修会を開く場所を探して

おりまして、もしかしたら交流センターが使えるんじゃないのかなというので、お話をさせてもらったところ、企業で営利目的であれば値段は高いけど、借りられるというのをお聞きしまして、行ってもらったところ、やはり今まで借りていたホテルとか、そういうところよりか随分安いということで、とても喜んでいただき、契約していただいたというのをお聞きしました。

そういうこともやっぱりなんていうか、情報の周知っていうのかな、以前から明和町はこんなものがあるよというような、皆さんに公に教えるような部分が下手だなというふうに思っていましたけど、そういうところでもっともっと、今の情報ネットを使って、交流館をこんなふうに使えます、企業さんどうぞというような、そういうようなPRをきちんとできる体制をとって欲しいと思いますし、ホームページなんかを見ても、申し訳ないけども、明和町のホームページすごく見にくいというようなのを、よくお友だちからお聞きします。

どんどん、どんどんホームページをたぐっていくと、役場に聞いてくださいというようなのが最後に出てしまったりということで、そこら辺も見直しながら、そのPRというのをもっともっと努めてほしいと思います。いろんなところに研修に行っても、こんなところがというようなところに、たくさん人が来るということは、そのアピールとかPRが上手なのかなというふうに思ってしまうので、ここも指定管理者さんのノウハウも使い、明和町の独自のものも使いながら、任せているとは言いながら、来ていただく方はどの施設でも明和町として来ますので、やっぱりもっともっと連携をうまくとって、やっていって欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、その部分、PRの方法はその指定管理者さんとは、どういうふうなお話し合いが持たれているのかというのをお聞きしたいんですけど、今、明和町のホームページのところに載せているのと、それと指定管理者さんが行っているPRの方法なんかについても、ちょっと教えていただけますか。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、斎宮跡文化・観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 情報発信につきましては、それぞ

れホームページを持っていて、それから連携を取りながらですね、情報交換しながら進めております。ただ、江議員さんがご指摘のところ、情報発信の下手なところがあるというところについては、感じるところもございませので、その辺は指定管理者さんとですね、今後さらに連携を図りながら、うまく情報発信できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 是非これから明和町をもっともっといろんなところを知ってもらうためにも、その部分で連携をとってして行って欲しいと思っておりますので、要望といたします。

次に、この指定管理者制度の見直しについてということなんですが、以前からやはり斎宮跡って本当に端から端までというような管理は、もの凄く難しいんじゃないかなと思っていました。

そこで、1つ思うところは、この平安の杜と交流館、それから体験館と向こうというふうに、2つに分けての指定管理としての募集というふうなのは考えられないものなのか、お聞きしたい。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、斎宮跡文化・観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 以前ですね、今の3年前の形の時に、県の施設とそれから町の施設、それからエリアの部分というふうな形で、指定管理を分けたらどうかなというふうな検討をしてみました。

ただ、いつきのみや歴史体験館で言いますと、入場無料ですし、それから平安の杜も入場無料と。それから交流センターというのは、使用のですね、範囲が広いということで、いろんなイベント等もして、収益もできるというところで、収益があまり得られないところ、それから収益が取れるところとなってきますと、なかなかバランスがとれないということで、それで距離も短い範囲ということ中ですね、やっぱり4つの施設全体が一体となって、

指定管理をするほうが、収益を取れない部分、収益を取れるところで補っていただくというほうが、やりやすいんじゃないかということで、この今のスタイルにしております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） この施設については、本当に史跡を守っていくというのが大前提ということで、お金が入らないような施設ばかりという形はわかるんですけど、今、全国的に体験型というのが、ものすごく人気を集めていまして、体験型ができるのは、本当に体験館の中でというのなら、なんていうのかな、そういう着付けとか、そういうのでお金はいただけるような形にはなっていますよね。

そういうのをもっともっと拡大して、いつ行ってもできる、いろんな方に聞くと、必ず予約しなくっちゃいけない、突然行っては何もできないところが体験館やというふうに言われていますので、いつ行っても何かができるというような体験型の拡大というのは考えられないのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、斎宮跡文化・観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） すいません。この中身についてはですね、指定管理者とかお願いしています財団法人さんの中になりますので、あまり私のほうで言うと、ちょっと支障があるんですけど、随時体験ということで、行ったら全て直ぐに着れるというもの、それから、盤すごろくとかですね、蹴鞠とか直ぐにできる体験というのはございます。

ただ、それは全て無料にしているというところと、それから、今、十二単のですね、試着体験というのも、回数をやって何回もやればそれだけ収益が増えるんじゃないかというものもあると思うんですけども、やはり着付けとか、そういうされている方、また準備するのに普通の服でつるしていません、ちゃんと折ったところから、きちっと順番にですね、着せていくというようなことで、準備の時間とかですね、そういうのが必要だということ

とで、今現在の午前1回、午後1回の予約制ということに落ち着いていると  
思っております。

そういうですね、今日も議員さんからの意見もあったということは、指定  
管理者さんのほうへもですね、伝えながら、今後もし工夫してできることが  
あるのであれば、また考えていきたいと思っておりますけど、私のほうでの答弁と  
いうのは、これぐらいでちょっと控えたいと思っております。

**○議長（北岡 泰）** 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

**○13番（江 京子）** そこが指定管理者さんに任せて事業を行っていただい  
ているところのジレンマもあると思うんですが、なるべくそこを運営する  
にあたって、こっちが求めたいことはきちんと行って、向こうが求めてく  
ることに対しても応えながら、うまく連携をとってやって欲しいと思いま  
すので、やっぱりせつかくの体験館なのに、無料のものも多いなとは思  
うんですが、機織りなんか、とても人気ですし、やはり以前にもよく明和町  
のことを思ってくれている長岡成貢さんからも、着物を着るというのは、  
すごく外国の方はすごく嬉しいと。

だからもっともっと海外への発信もして欲しいような、したらいいんじ  
ゃないかというようなことをお聞きしていますので、そこら辺もやはり財団と  
お話ししながら、もっと幅広い、国内だけじゃなくて、海外へもというよう  
な齋宮跡を発展できるようなお話し合いを持って行って欲しいと思いま  
すので、先ほど言った二つに分けての指定管理というのは、なかなか難しいとい  
うのもわかりますので、そこら辺やはり向こうの求めるもの、こちらの求める  
もの、互いに言いやすい環境づくりをつくって行って欲しいと思いま  
すので、これからもよろしく願いいたします。

では、次に明和の里の指定管理について、質問いたします。

現在、明和の里の指定管理者は、明和町社会福祉協議会になっています。  
私はこの明和の里を指定管理者制度に、町がしたのをとても不思議に以前か

ら思っていました。というのは、明和町社会福祉協議会は、社会福祉法人であり、確かに指定管理者制度の指定を受けることのできる事業所の中の福祉法人ではありません。でも、私が今まで感じている社会福祉協議会は、役場ではとても回していけないたくさんの方の事業をしてくれているところとっていました。

しかし、指定管理は明和の里に対してのものです。しかも指定管理は5年ごとにプレゼンをしてという形になる中で、明和の里がもし違う社会法人になった場合、明和町はどんなふうになるのか、この福祉の事業を行っていただけるのかと、すごく不思議に思っているところなんです。町長は明和町社会福祉協議会に明和の里を、今は指定管理としていますが、これ指定管理の制度に入れるべきものなのかというのを、すごく私は疑問に思いますので、町長としてはどう思われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 指定管理者制度導入の当初ですね、私も社会福祉協議会の部分については、この制度に当てはまるのかどうかというふうな部分は思っておりましたけども、基本的にこの指定管理者制度というのは、社会福祉協議会のほうにも当てはめるということで、指導というか、そういったものもあったというふう聞いておまして、その中で各市町ですね、社会福祉協議会もこの指定管理者制度で、社会福祉協議会もその募集をかけて、その募集の中でとっていただいておりますというのが現状かなというふうに思っているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） はじめに町長がおっしゃった指定管理の金額、明和の里に関しましては、たった150万円ですよ。明和の里のあそこの施設の管理に対しての金額とは、とても思えないんですが、やはり社会福祉協議会という法人自体に、明和町の福祉関係の受託事業をたくさん回しているか



ら指定管理としてのお金は150万円がいいという形で決められているのか、その金額を聞いた時に、どうしてこんな金額で管理するのというふうに感じました。

先ほども言わせてもらったように、この指定管理者制度である限り、ずっと明和町の社会福祉協議会が指定管理者になるという保証はないわけですよ。例えばもう他で社会福祉の事業をたくさんして、お金を儲けている業者が、もし入ってきたとしますよね、ここの指定管理のお金150万円でもいいや、ここの施設がいいから、僕はそこに手を挙げるとした場合、社会福祉協議会がもしその指定管理を外れた場合ですよ、明和町が国からたくさんたくさん下りてくるたくさんの事業は、新しい指定管理者に渡すことになるんでしょうか、なんかすごく不思議にずっと思っているんですが、教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 江議員が心配されてみえます、社会福祉協議会が指定管理者から外れた場合のことです。社会福祉協議会が指定管理者とならなかった場合は、ご心配されるように、いろんな心配がございます。利用者への影響であるとか、町の施策への影響が勿論大きいと思われれます。

ですので、社会福祉協議会以外の応募者があった場合はですね、募集要項にある町と指定管理者において協議し、必要と認める業務であるとか、町の施策への配慮、そして現在、管理運営を受託している社会福祉協議会の職員の継続雇用についての考慮といった点などにつきまして、十分協議して審査をすることになると思われれます。

その上で、明和の里の安定的な運営、利用者へのサービスの提供、町施策の推進にあたって、社会福祉協議会が行うよりも、なお合理的であると判断される場合は、社会福祉協議会が指定管理者とならなかった場合の事前対策を踏まえた上で、社会福祉協議会と違う指定管理者候補者を選定することになるというふうに思われれます。

町としましては、新しい指定管理者候補者にはですね、引き続き社会福祉協議会が明和の里を事務所として使用できることであるとか、サービスの利用者が混乱しないよう介護保険事業等を継続されること。そして、町が委託している事業についても継続してできることなどを、条件に付していくということになるのではないのかと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ここに全国的な指定管理者の問題点というのが、ちょっとあるんですが、やはりここに先ほど私が心配している指定管理の満了後も同じ団体が管理者として継続して指定を受けられる保証はなく、選考に漏れるなどによって、管理者が変更した場合は、ほとんどの職員が入れ代わってしまう。

また、指定管理の期間が5年という形で、長いのか短いのかはっきりしませんが、その部分を私もすごく心配するということなんです。今、指定管理を明和の里を指定管理にしているわけですけど、全国的にも一度は指定管理の対象としたけれど、やはりこれは町や市として指定管理にしないほうがいいということで外している市町も多くあります。

そういう点で、社会福祉協議会の方の一番心配している部分は、今、担っているたくさんの方の受託事業を、安定して行える拠点を求める。だから150万円の金額が安いか高いかはわかりませんが、社会福祉協議会の心配しているところは、そこなんです。

ですので、町として明和の里の指定管理制度のままで置いておくべきなのかどうなのか、そこら辺はそれを外す外さないというのは、明和町の考え次第だと思うんですけど、今後また来年指定管理のそういう選考の時期になってくるとお思いますので、そこら辺、町長としてどういうお考えを持ってみえるのか、お聞きしたいとお思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 次回の指定管理者の更新に際しましてはですね、先ほど課長が申し上げたとおりですけれども、縷々いろいろ検討させていただいた中でですね、指定管理の選考にはあたっていきたいというふうに思っております。

江議員おっしゃられるように、社協とのつながり密接な部分がありますので、その部分も十分踏まえた中で、指定管理者のほうは選定していきたいというふうに思っているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 指定管理者を来年するために、指定管理を今、受けている団体がつくる書類というのが、このぐらいあるそうです。それをつくる時間、無駄とは言いませんが、そういうのもすごく時間がかかって、仕事にも支障が出るしというような話の中で、今日ちょっとこの中で見ているんですが、あまりにもたくさんの受託事業が、社会福祉協議会にしている。金額的にもそれだから、こんだけの金額の収入があるというのも、そうなんです、その点でもやはり指定管理から外す、その施設を外すという考えも、一つ持って来年に向かって相談して行ってほしいと思いますので、これも要望としてお願いしたいと思います。

今、明和町は4つの施設を指定管理として出しています。いろんなところを見に行ったわけなんです、指定管理の金額として、明和町はこの市町よりも悪いけど低いです。これだけの中でやってくれている指定管理者の方にはすごいな、頑張ってくれているな、その中でもふるさと会館の図書館なんかは、行政ではやれないような時間帯までもやってくれて、サービスも向上した、子どもの勉強の施設もきちんとつくってくれたということで、すごく好評です。

体育館にしてもジムの施設も結構整っているし、その収益の中から、少ない収益の中からだけど、明和町が買ってもらえないような器具も揃えている

ようなお話を聞いています。そうやって指定管理をしてくださっているところは、すごく頑張ってくれていると思うんですが、ただ、施設を委託する側の明和町として、一番みんなが困っているのは、施設の老朽化です。

何十万以下の部分は指定管理のお金の中で、修繕をお願いしますということになっていると思いますが、大きな修繕については、町側の施設であるから直していこうというような形になっていると思いますが、今、ふるさと会館の雨漏り、それから、総合体育館の観客席の奥のほうの雨漏り、すごくひどいです。

それと明和の里のほうの特殊入浴のそういう施設、やっぱり高額なものは、指定管理を任せる側の責任だと思いますので、本当にお金のかかることばかりなんですけど、そこら辺はやっぱり行政側の責任として、きちんと整えての指定管理に出すという姿勢を見せていって欲しいと思います。

それと、指定管理が一回決まってしまうと、金額的には5年間なら5年間、動かないのか動くのか、ちょっと不思議なところなんですけど、国が最低賃金をあげてきます。その中でパートさんや、そういう人たちにお金がなかなか払えない、その指定管理のお金では。

ですので、話を聞くと上のほうの人の出勤日数を減らして、その臨時の人たちの給料のほうに充てているんだというような切実なお話も聞いてきました。そこら辺もやはり最低賃金が上がっている分ぐらいは、きちんとお金が払えるように、そこら辺も指定管理の方たちと気楽に話ができて、じゃあこんなところで努力するけど、そちらも努力してくださいというような形のこの環境づくりができないものだろうかと思うんですが、いかがでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 各施設において、いろいろちょっと契約内容がちょっと細かくわかっておりませんもんで、そこら辺は最低賃金等が上がってきた場合の部分につきましては、また協議とかになるのかなというふうには思っておるんですが、それぞれによって違うかもわかりませんので、今ちよ

っとこの場でこうしますということは、よう言いませんけども、おっしゃられることは今後、頭に置きながらそれを考えていきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） やはり指定管理というのは、はじめに言いましたように民間のとてもいいノウハウをいかに活かして、その施設を運営して、住民へのサービスの向上になるかというのが、第一番だと思っていますので、やはりこれからも指定管理になった方との意見交換、それから、そちらの要望、こちらの要望をきちんとうまく伝えられるような環境づくりをつくって、双方構えないで話ができるような、そういう環境づくりに努めてほしいと思いますので、これからも指定管理の方たちとの、そういう協働的な対策のほうをお願いいたしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。ご苦勞さまでした。

（午後 2時 35分）

---